

IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方  
～IP網への移行完了を見据えた接続制度の整備に向けて～  
最終答申(案)に対する意見及びその考え方(案)

意見募集期間:令和3年7月8日(木)～同年8月6日(金)  
案件番号:145209770

意見提出者一覧  
意見提出 11件(法人:8件)

(提出順、敬称略)

受付	意見提出者
1	KDDI株式会社
2	株式会社STNet
3	個人①
4	ソフトバンク株式会社
5	個人②
6	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
7	東日本電信電話株式会社
8	西日本電信電話株式会社
9	株式会社オプテージ
10	楽天モバイル株式会社
11	個人③

・第1章 IP網への移行後に向けた音声接続料の在り方

意見	考え方	修正の有無
総論		
<p>意見1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 音声サービスを取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえ、サービス維持に必要なコストが適正に回収できる仕組みとする必要がある。</li> <li>● IP-IP接続の開始に伴い全ての事業者が直接接続に移行していくことを踏まえれば、今後、音声サービスを対象とした非対称規制を撤廃する等、規制の運用等に係る社会的コストを抑制していくべき。</li> </ul>	<p>考え方1</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ブロードバンドサービスの普及による通信速度の高速化やスマートフォン・タブレットの普及が進んだ結果、コミュニケーションの手段は、近年、音声（電話）サービスからSkype等の通話アプリやSNS等への移行が進展しています。さらに、コロナ禍によるリモートワーク等の拡大により、音声単独での利用からその態様は著しく変化しています。</li> <li>○ また、音声サービスが、IP化による設備コストの低下とデータ通信との設備共用により、距離に依存しないコスト構造へ移行したことで、マイライン等の中継サービスによる料金競争の余地はなくなり、一部の事業者は市場から撤退するに至っています。直収電話市場でも、音声サービスはデータ通信にバンドルされるオプションの一つの位置づけに後退しており、音声サービス単独での競争は既に成立しなくなっています。</li> <li>○ こうした市場環境、競争環境の変化の中、通信会社各社は経営資源を音声サービス以外の成長分野へ集中させており、既に音声サービスは衰退期を迎えている中、今後、音声サービス維持のためにマイグレーション等の投資が必要であり、音声サービスの提供における課題は維持のための効率化にシフトしています。</li> <li>○ 以上のとおり、音声サービスを取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえ、サービス維持に必要なコストが適正に回収できる仕組みとする必要があることに加え、今後IP-IP接続の開始に伴いすべての事業者が対称・対等な2者間の直接接続に移行していくことを踏まえれば、今後は、音声サー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現在、無料通話アプリやSNS等によるコミュニケーションへの代替が進んでいることもあり、固定電話及び携帯電話の音声通信トラヒックは減少傾向にあります。</li> <li>○ しかし、固定電話及び携帯電話による電話サービスは、緊急通報や災害時優先通信が利用可能であり、幅広い年齢層でなお多数の契約数を有する基本的な通信手段として、経済・社会活動の基盤として重要な役割を果たしています。また、加入電話等の固定電話サービスは、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきサービスとして、ユニバーサルサービス（基礎的電気通信役務）に位置付けられています。</li> <li>○ これらの電話サービスが今後も安定的に提供され、ユーザ利便の維持・向上が図られていくためには、需要に応じた効率的なサービス提供がなされることが必要と考えます。</li> <li>○ 他方、接続協議における圧倒的な優位性等を有する事業者については、音声通信トラヒック</li> </ul>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>ビスを対象とした非対称規制を撤廃する等、規制の運用等に係る社会的コストを抑制していくべきと考えます。</p> <p>【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>の減少やPSTNのIP網への移行が進む中でも、接続料の算定に当たって非効率性を排除するための長期増分費用方式（LRIC方式）の適用を含め、非対称規制を維持することが引き続き必要と考えます。</p>	
<p>3. 1. IP網へ移行後の第一種指定電気通信設備制度に基づく音声接続料  (1) IP網へ移行後のメタルIP電話/ひかり電話の音声接続料</p>		
<p>意見2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● メタルIP電話とひかり電話を同一の接続料とするのは、簡便性の観点から妥当。</li> <li>● メタルIP電話の巻き取りについて、一方的に東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本・西日本」という。）にその役割を担わせることは、事業者間の競争を軽視しているのではないかと考える。また、電話サービスのみを利用している利用者に対して光ファイバで電話サービスを提供することをNTT東日本・西日本自身が妥当であると考えているのか、という視点が欠けていると感じる。</li> </ul>	<p>考え方2</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ひかり電話は一種指定の設備・役務ではないが、NCCの主張通り同一のコア・POIを通っているため、同一の接続料とするのが管理を簡便にするという面から妥当であると考えます。</li> <li>しかしひかり電話の接続料を基本として加入電話相当であるメタルIP電話の接続料の値下げを迫るものではなく、トラヒック・費用・利益を鑑みて接続料の値上げも当然考えられるべきである。</li> <li>○ 委員の意見としてはメタルIP電話をどのようにひかり電話に巻き取っていくかを考えるべき、という物があるが、インターネット用の光IP回線は（卸フレッツではない）NCCのもの、電話サービスについては工事や手続きの手間などを考えてNTTのままとしている消費者も居ることを考え、一方的にNTTにその役割を担わせるのは事業者間の競争という物を軽視しているのではないかと考える。卸フレッツを利用したNCCのものを利用していても、NCCによってはひかり電話の卸提供だけでなく、独自の電話サービスを提供して</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ IP網への移行後、第一種指定電気通信設備制度の下で、メタルIP電話及びひかり電話の接続料を同一の接続料として算定することに対する賛同の御意見として承ります。</li> <li>○ なお、IP網への移行後のメタルIP電話及びひかり電話の接続料は、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものとして、メタルIP電話及びひかり電話の提供に係る費用を踏まえて算定することが適当と考えます。</li> <li>○ また、当該接続料については、今後のメタル回線維持に係るNTT東日本・西日本の対応等も注視しつつ、検討を継続することが適当と考</li> </ul>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>いる場合もあるので同様である。</p> <p>それ以外にもNTT自身の考えとして、今の時分において電話サービスのみを利用している利用者に対して光ファイバで電話サービスを提供するのが妥当であると考えているのか、という視点が欠けていると感じられる。他社ないしはNTT自営の無線通信を利用した基礎的な電話サービス提供の議論が進んできており、これの利用は僻地や離島に限らないものと認識している。</p> <p>【個人③】</p>	<p>えます。</p> <p>○ メタルIP電話の巻き取りの進め方についての御意見は、参考として承ります。</p>	
<p>3. 2. 1. 着信事業者が料金設定権を有することに伴う課題</p>		
<p>意見3</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 加入電話発-携帯電話着の通話の料金設定権の移行を歓迎。</li> <li>● KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社が、中継電話等は3分60円を割る料金でサービス提供しているにもかかわらず、接続形態があまり変わらず、料金設定権が自社にある状態で3分60円とすることは、いささか不誠実と感じる。</li> </ul>	<p>考え方3</p>	
<p>○ 2000年代に平成電電が問題提起して以来、2004年に中継電話方式による発側の料金設定権が認められた一方で、その後はマイラインの導入が見送られるなど消費者の利益となる競争環境の整備が十分になされなかったという問題はあつたものの、この度の料金設定権の移行を歓迎する。</p> <p>一方で料金を高止まりさせていたKDDIおよびソフトバンクは、中継電話によって0077携帯宛通話や0088ケータイコールなどと言つたサービスを3分60円を割る料金で提供しておきながら、接続形態があまり変わらず、料金設定権が自社にある状態で3分60円と設定するのはいささか不誠実のように感じる。</p> <p>【個人③】</p>	<p>○ 加入電話発-携帯電話着の通話の料金設定権を着信事業者には認めないことに対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 今後、発信事業者による料金設定の下で、事業者間の競争を通じたより一層の料金低廉化の進展が期待されます。</p>	<p>無</p>
<p>3. 2. 2. 着信事業者が設定する接続料に関する課題</p> <p>(1)「ユーザ料金の低廉化」について</p>		
<p>意見4</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 携帯電話事業者は、携帯電話の従量料金を横並びとすることで利益源としているという認識が必要。</li> </ul>	<p>考え方4</p>	

意見	考え方	修正の有無
<p>● 通話トラヒックのメインルートである携帯電話事業者同士が競争し合わないのであれば、トラヒックの迂回による競争事業者が参入しやすい環境を整えなければならない。</p>		
<p>○ 携帯電話においては従量制通話料単価の違いは、今となつては携帯電話事業者にとっては競争力を確保できるものと認識しておらず、逆に横並びとした利益源としている認識が必要と考える。</p> <p>携帯電話において通話料に関する競争を成り立たせたいのであれば、固定網がIP相互接続になることによって廃止されることが予期できる選択中継の仕組みを維持させるなり、コールバックを活用したアクセスポイント方式の中継電話サービスを振興させるなり、パケット通信を利用したOTTのIP電話をトラヒック規制させないように規制するといった施策が必要だろう。</p> <p>通話トラヒックのメインルートである携帯電話事業者同士が競争し合わないのであれば、トラヒックの迂回による競争事業者が参入しやすい環境を整えなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(4. 2. 2. (1) に対して同じ意見提出あり。)</p> <p style="text-align: center;">【個人③】</p>	<p>○ 御指摘のとおり、携帯電話の従量制の通話料金水準の高止まりは、携帯電話市場（特に音声通信分野）において競争が十分に機能していないことに原因がある可能性が高いと考えます。</p> <p>○ この点については、PSTNのIP網への移行を契機とした接続ルールの在り方としての議論とは別に、競争政策全体の議論の中で具体的に検討を進めていくことが適当と考えます。</p>	無
(4) ビル&キープ方式について		
<p>意見5</p> <p>● ビル&amp;キープ方式には原則として反対。着信側に着信料金を請求する場合、これまでの電話料金に関する常識に反しているだけでなく、知らない電話番号からの着信は無視をする、という行為に更なるインセンティブを与えてしまい、収入に至らないトラヒックの増大や電話に対する忌避が進むといった、電話網に対して負の影響を与えると考える。</p>	考え方5	
<p>○ 原則として反対である。着信側の接続料を太古の固定発携帯電話着のようにぶつ切り料金で発側に請求するのであればまだしも、着側に着信料として請求するのは、これまでの電話料金に関する常識に反しているだけでなく、携帯電話のような発側の番号が確認できる設備を持った着信者にありがちな、知らない電話番号からの着信は無視をする、という行為に更なるインセンティブを与えてしまい、収入に至らないトラヒックの増大や電話に対する</p>	<p>○ 御指摘のとおり、ビル&amp;キープ方式は、発信者が通話に係るエンド・ツー・エンドの費用を負担するという、これまでの考え方を大きく転換するものであり、その導入の検討に当たっては、国民利用者への配慮が必要と考えます。</p> <p>○ したがって、ビル&amp;キープ方式を希望する事</p>	無

意見	考え方	修正の有無
<p>忌避が進むといった、電話網に対して負の影響を与える変更にはならないと考える。</p> <p style="text-align: right;">【個人③】</p>	<p>業者は、同方式の導入により、国民利用者にとって少なからぬ影響を生じる料金設定等を行う場合には、国民利用者にとどのような便益と影響が生じるのかについて、電話利用者における着信に係る費用負担の方法を含む具体的な料金体系を提示するなどして、広く国民利用者の理解を得られるように努めることが必要と考えます。</p>	
4.1. IP網へ移行後の第一種指定電気通信設備制度に基づく音声接続料		
<p>意見6</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● IP網への移行を契機に、全ての事業者に対し一律の規制を導入することで着信ボトルネックに係る課題を解決していくことが必要。</li> <li>● 具体的には、接続料への過度な利潤の上乗せ等を抑止し、規制・運用コストの抑制を図っていく観点を踏まえれば、ビル&amp;キープ方式が適当。</li> <li>● 仮に接続料の算定・精算を行う場合には、IP網への移行により全ての事業者が直接接続になることを踏まえ、全事業者一律の算定方式とした上で、サービスの維持に必要なコストを適正に回収できる仕組みとすることが適当。</li> </ul>	考え方6	
<p>○ 前述のとおり、音声サービスが衰退期を迎え、サービス提供における課題が維持のための効率化にシフトしている状況においては、業界全体で音声サービスの提供に要するコストを最小化していくことが必要です。</p> <p>○ そのうち、事業者を支払う着信接続料については、着信網の独占性（着信ボトルネック）に起因し、事業者が接続料を低廉化させるインセンティブが働かないため、過度な利潤の上乗せ、非効率の放置等により着信接続料が高止まりするおそれがあります。現に当社も、これまで事業者間協議を行ってきたものの、一部の事業者では接続料の高止まりが続いているところです。このような状況が続けば、着信接続料を負担する他の事業者は、当該事業者への着信通話に係るユーザ通話料の低廉化や柔軟な料金設定が困難となり、結果、利用者の利便性が損なわれることとなります。</p>	<p>○ 一部答申以降、最終答申（案）の取りまとめに向けて、改めて具体的なデータや事実関係の確認を行った上で、着信接続料規制について検討を進めてきましたが、「ユーザ料金の低廉化」及び「事業者間の公平性の確保」という二つの課題に対して、着信接続料規制を導入した場合の規制コストも踏まえると、現時点では、これらの課題の解決のために着信接続料規制を導入することが適当とは考えられないとの結論に至りました。</p> <p>○ 現に個別の事業者間で生じている問題につ</p>	無

意見	考え方	修正の有無
<p>○ このような課題に対して、一部答申では、「双方向接続では、自網への着信呼市場において市場支配力を有する（着信側事業者は着信接続料を設定でき、発信側事業者はその意図にかかわらず着信接続料を負担せざるを得ない）という意味で、指定事業者と非指定事業者の違いによらず、また、一種指定事業者と二種指定事業者の違いによらず、全ての事業者が対等な関係にある。事業者間の公平性を確保する観点からは、双方向接続における着信接続料の設定について、その条件をそろえることが原則である」と整理されているところであり、当社としても、IP網への移行を契機に、全ての事業者に対し一律の規制を導入することで着信ボトルネックに係る課題を解決していくことが必要と考えます。</p> <p>○ 具体的な対処策としては、全事業者を対象に上述の過度な利潤の上乗せ等の抑止を図るとともに、音声サービスに係るコストを最小化していくにあたり規制・運用コストの抑制を図っていく観点を踏まえれば、接続料の算定・精算を行わない「ビルアンドキープ方式」とすることが適当と考えます。</p> <p>○ なお、仮に接続料の算定・精算を行う場合には、IP網への移行により全ての事業者が対称・対等な2者間の直接接続になることを踏まえ、全事業者一律の算定方式としたうえで、サービスの維持に必要なコストを適正に回収できる仕組みとすることが適当と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>いては、原則に従い、まずは、当事者において協議が調うように努力することが求められると考えます。</p> <p>○ その上で、今後も、公正な競争を促進し、利用者利益を確保する観点から、着信接続料の設定について、「着信ボトルネック」に起因して新たに問題が発生・顕在化することがないか、実態を注視していくことが必要と考えます。</p> <p>○ なお、ビル&amp;キープ方式については、まずは、ビル&amp;キープ方式を希望する事業者において、事業者間協議を進めていく努力がなされることが必要と考えます。また、同方式は、発信者が通話に係るエンド・ツー・エンドの費用を負担するという、これまでの考え方を大きく転換するものであり、その導入の検討に当たっては、国民利用者への配慮も必要であると考えます。</p> <p>○ また、「IP網への移行により全ての事業者が対称・対等な2者間の直接接続になることを踏まえ、全事業者一律の算定方式としたうえで、サービスの維持に必要なコストを適正に回収できる仕組みとすること」についての考え方は、考え方1のとおりです。</p>	
(1) IP網へ移行後のメタルIP電話/ひかり電話の音声接続料		
<p>意見7</p> <p>● 接続料の精算や事業者間協議の負荷軽減の観点等から、IP網への移行後、メタルIP電話とひかり電話の接続料を同一の接続料として算定することが適当とする最終答申(案)に賛同。(同旨二者)</p>	<p>考え方7</p>	

意見	考え方	修正の有無
<p>○ IP網への移行に伴う網及び設備構成の変化、提供品質等の観点に加え、接続料の精算や事業者間協議の負荷軽減の観点からも、最終答申(案)の内容に賛同します。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI株式会社】</p> <p>○ 接続料の精算や事業者間の負荷軽減の観点からも、IP網への移行後、第一種指定電気通信設備制度の下でメタルIP電話とひかり電話の接続料は同一の接続料として算定することが望ましく、本意見に賛同いたします。</p> <p style="text-align: center;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	無
<p>意見8</p> <p>● 仮に接続料の算定・精算を行う場合には、メタルIP電話とひかり電話の接続料を同一にするかどうかによらず、サービスの維持に必要なコストを適正に回収できることを前提とした算定方法とすることが必要。</p>	考え方8	
<p>○ 仮に接続料の算定・精算を行う場合には、メタルIP電話とひかり電話の接続料を同一にするかどうかによらず、各々のサービスに係る設備構成や機能要件に基づき、サービスの維持に必要なコストを適正に回収できることを前提とした算定方法とすることが必要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>○ 第一種指定電気通信設備の接続料の算定に当たっては、当該設備との円滑な接続を確保するため、適正性・公平性・透明性を確保するとともに、非効率性がある場合には、それを排除することが重要です。したがって、事業の十分な効率化がなされず、実際費用方式による算定では接続料から非効率性を排除できない場合等においては、その排除のため、LRIC方式による接続料の算定を求めることができるようにすることが必要と考えます。</p> <p>○ この観点から、IP網への移行後のメタルIP電話及びひかり電話の接続料原価のうち、メタルIP電話の収容に係る機能部分等についてはLRIC方式による算定を行うとともに、NGNを用いて提供される機能部分については、当面は実際費用方式による算定を行うこと</p>	無



意見	考え方	修正の有無
	<p>としつつも、非効率性の排除など接続料の一層の適正化が必要となった場合にLRIC方式の適用を検討できるように、IP-LRICモデル等によるベンチマーク値との比較によるNTT東日本・西日本の効率化努力のモニタリングを実施することが必要と考えます。</p>	
(2) IP網へ移行後のメタルIP電話/ひかり電話の音声接続料の算定方法		
<p>意見9</p> <p>● IP網への移行により、固定通信市場のボトルネック性に何ら変化はないため、NTT東日本・西日本の接続料には、引き続き、一定の規律が必要と考えられることから、最終答申(案)に賛同。</p>	<p>考え方9</p>	
<p>○ NTT東・西は現行制度において、固定通信市場におけるボトルネック性を根拠として非対称規制の対象となっていますが、IP網への移行によってもその性質は何ら変わらないものと考えます。したがって、NTT東・西の接続料については引き続き一定の規律が必要と考えられることから、最終答申(案)に賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	無
<p>意見10</p> <p>● メタル收容装置のコストは接続料原価の大部分を占めると想定されるところ、当該コストの今後の見通しが示されていないことから、非効率性を排除するために、引き続きLRIC方式を適用することは適切。</p> <p>● NGNを用いて提供される機能については、IP-LRICモデル等により適切に算定されたベンチマーク値との比較を行い、NTT東日本・西日本の効率化努力をモニタリングしていくことが重要。接続料が低廉化せず、ベンチマーク値との乖離が認められる場合等には、速やかにLRIC方式による接続料原価を導入すべき。</p>	<p>考え方10</p>	
<p>○ IP網へ移行後のメタル收容装置及び変換装置により提供される機能等の接続料原価算定にLRIC方式を適用することについて、特にメタル收容装置のコストは接続料原価の大部分を占めると想定されますが、当該コストの今後</p>	<p>○ IP網への移行後のメタルIP電話/ひかり電話の音声接続料算定に当たり、メタルIP電話の收容に係る機能等の接続料原価算定にL</p>	無

意見	考え方	修正の有無
<p>の見通しが示されていないことから、非効率性を排除するために引き続きLRIC方式を適用することは適切であると考えます。</p> <p>○ また、IP網へ移行後のメタルIP電話とひかり電話に関して、NGNを用いて提供される機能部分については当面は実際費用方式により原価算定されることになることから、毎年度、IP-LRICモデル等により適切に算定されたベンチマーク値との比較を行い、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿（以下「NTT東西殿」といいます。）の効率化努力をモニタリングしていくことが重要です。</p> <p>○ その上で、非効率性の排除など接続料の一層の適正化が必要となった場合には、LRIC方式による接続料原価の算定について検討を行うことが本答申案に規定されていますが、既にNTT東西殿が発表しているIP移行後のユーザ料金水準（全国一律3分8.5円）に対して接続事業者が競争を維持していくためにも、実際費用方式による接続料金が低廉化せず、LRICモデル等によるベンチマーク値との乖離が認められる場合等には速やかにLRIC方式による接続料原価を導入すべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>LRIC方式を適用すること、またNGNを用いて提供される機能部分について、当面は実際費用方式による原価算定を行うこととしつつも、毎年度、実際の加入者回線の種別に対応したIP-LRICモデル等により適切に算定されたベンチマーク値との比較を行い、NTT東日本・西日本による効率化努力をモニタリングしていくことに対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ なお、NGNを用いて提供される機能部分については、非効率性の排除など接続料の一層の適正化が必要となった場合には、LRIC方式による接続料原価の算定について検討を行うことも必要と考えます。</p>	
<p>意見11</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● サービスの提供に必要なコストを適正に回収できず、サービスの円滑・安定的な提供に支障が生じる可能性のあるLRIC方式は採用すべきでない。</li> <li>● IP網については、競争環境下で構築されたものであり、音声サービスが衰退期を迎え、サービス提供における課題が維持のための効率化にシフトしている状況においては、効率化努力を怠るような事態は生じ得ないため、NGNに係る接続料のモニタリング等の非対称的な取扱いは不要。</li> </ul>	<p>考え方11</p>	
<p>○ サービスの提供に必要なコストを適正に回収できず、サービスの円滑・安定的な提供に支障が生じる可能性のあるLRIC方式は採用すべきでないと考えます。</p> <p>○ とりわけ、IP網については、民営化後に競争環境下で構築されたものであり、音声サービスが衰退期を迎え、サービス提供における課題が維持のための効率化にシフトしている状況においては、当社が効率化努力を怠るような</p>	<p>○ LRIC方式は、現時点で利用可能な最も低廉で効率的な設備と技術を前提として現在需要を賄う通信網を構築した場合の費用をモデル化して算定するものであり、第一種指定電気通信設備制度の下での加入電話の接続料算定において、非効率性の排除と、適正性・公平性・</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>事態は生じ得ないものと考えます。</p> <p>○ そのため、全ての事業者が対称・対等な関係になるIP網への移行後の着信接続料市場において、当社の音声着信接続料のみを対象に、NGNに係る接続料をベンチマークとの比較により効率化努力のモニタリング等を行うといった非対称的な取扱いを行う必要はないものと考えます。</p> <p>【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>透明性の確保に大きく貢献していると認められます。</p> <p>○ 当該接続料算定における非効率性の排除及び適正性・公平性・透明性の確保は、IP網への移行後においてもその重要性は変わらないことから、特にPSTNに由来するメタル収容装置及びその直上に設置される変換装置により提供されるメタルIP電話の収容に係る機能等の接続料原価の算定には、LRIC方式を適用することが適当と考えます。</p> <p>○ また、IP網への移行後は、NGNがメタルIP電話とひかり電話の双方を収容することとなり、NGNのアクセス回線（メタル回線及び光回線）と一体として設置される設備としての重要性及び基幹的役割が強まり、他事業者のNGNへの依存性も強まることから、NGNを用いて提供される機能部分については、当面は現在のNGNの接続料原価算定に係る考え方を踏襲して実際費用方式による原価算定を行うこととしつつも、NTT東日本・西日本による効率化努力をモニタリングしていくことが必要と考えます。</p>	
<p>意見12</p> <p>● 新規事業者や中小事業者が設定する接続料は、NTT東日本・西日本が設定する接続料をベンチマークとしており、接続料のより一層の適正化が必要と考えられるため、最終答申（案）に賛同。</p>	<p>考え方12</p>	
<p>○ 新規または中小事業者が設定する接続料はNTT東西が設定する接続料をベンチマークとしており、接続料のより一層の適正化が必要と考えられることから、賛同いたします。</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<b>【楽天モバイル株式会社】</b>		
4.2.1. 着信事業者が料金設定権を有することに伴う課題 (1) 加入電話発-携帯電話着の通話の料金設定権		
<p>意見13</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 加入電話発-携帯電話着の通話の料金設定権について着信事業者には認めないことが適当とする最終答申（案）に賛同。</li> <li>● 着信接続料市場において、着信ボトルネックに起因した接続料の高止まりが生じているため、全ての事業者を対象とした着信接続料規制の導入について、引き続き検討いただきたい。</li> </ul>	<p>考え方13</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当社としてはIP網への移行にあたって、発信事業者が固定電話発-携帯電話着通話の料金設定を行うことに見直すべきとの考えをお示してきたところであり、本答申案で示された方向性について賛同いたします。</li> <li>○ なお、着信接続料市場においても、固定電話発-携帯電話着通話の料金と同様に、着信ボトルネックに起因して接続料が高止まりしている事象が生じるものであり、現に一部の事業者はそうした状況が発生しています。</li> <li>○ そのため、一部答申に示されたように、全ての事業者を対象とした着信接続料規制の導入について、引き続き検討いただきたいと考えます。</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 加入電話発-携帯電話着の通話の料金設定権について着信事業者には認めないことに対する賛同の御意見として承ります。</li> <li>○ なお、着信接続料規制についての考え方は、考え方6のとおりです。</li> </ul>	無
<p>意見14</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 加入電話発-携帯電話着の通話の料金設定権について着信事業者には認めないことが適当とする最終答申（案）に賛同。</li> </ul>	<p>考え方14</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 加入電話発-携帯電話着の通話の料金設定権については原則着信事業者には認めないことによって、事業者間協議において公平性が担保されるものと考えられ、賛同いたします。</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>【楽天モバイル株式会社】</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 賛同の御意見として承ります。</li> </ul>	無
(2) 料金設定権に係る規律の在り方		
<p>意見15</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 音声通信など「着信ボトルネック」が存在する接続形態について着信事業</li> </ul>	<p>考え方15</p>	

意見	考え方	修正の有無
<p>者による料金設定を認めない形を原則とするべきとする最終答申（案）に賛同。</p> <p>● 裁定方針については、個々の事案に十分な配慮がなされるよう要望する。</p>		
<p>○ 音声通信など「着信ボトルネック」が存在する接続形態については、着信事業者による料金設定を認めない形を原則とすることについて賛同いたします。ただし、総務大臣に対して裁定申請がなされた場合は、裁定方針については個々の事案に十分な配慮がなされるよう要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ 音声通信など「着信ボトルネック」が存在する接続形態については、着信事業者による料金設定を認めない形を原則とすることに対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 今後、裁定方針の策定を含め、料金設定権に関する制度整備を進めるに当たっては、各通信形態の実態を調査の上、着信事業者が料金設定権を有することに伴う利用者利益の損失や公正な競争の阻害が生じないようにすることが必要と考えます。</p>	無
<p>意見16</p> <p>● 原則として発信側が料金設定権を有するべきとする最終答申（案）に賛同。</p>	考え方16	
<p>○ 原則として発側に料金設定権があるべきとする考えに賛同する。</p> <p style="text-align: right;">【個人③】</p>	○ 賛同の御意見として承ります。	無
（3）加入電話発-携帯電話着の通話の動向とその他の通信形態の状況		
<p>意見17</p> <p>● 着信事業者が料金設定権を有することで利用者利益の損失及び公正競争の阻害が生じないよう、実態を調査した上で制度整備を進めることが必要。</p>	考え方17	
<p>○ 今後料金設定権に関しては、携帯電話に留まらず、着信事業者が料金設定権を有することで利用者利益の損失及び公正競争の阻害が生じないよう、実態を調査した上で制度整備を進めて頂く必要があるものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	○ 賛同の御意見として承ります。	無
4.2.2. 着信事業者が設定する接続料に関する課題		
<p>意見18</p> <p>● IP網への移行後の音声通信網に着信接続料規制を導入することは不適</p>	考え方18	

意見	考え方	修正の有無
<p>当とする最終答申（案）の整理に賛同。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 将来的に問題が発生・顕在化することがないか実態を注視し、必要に応じた規制導入の可能性を残していることに賛同。</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ IP網への移行期および移行後の音声接続料の在り方については、本最終答申に至るまでの長期間にわたり、関係者各位の多大なご努力により議論が進められてきましたこと、当社としても感謝するところであります。</li> <li>○ 中でも、「4. 2. 2. 着信事業者が設定する接続料に関する課題」については、ユーザ料金の低廉化と事業者間の公正性の確保という長年の懸案に一定の結論を出したうえで、「(3) 着信接続料に係る規律の在り方」において、この二つの課題解決の手法として、IP網への移行後の音声通信網に着信接続料規制を導入することは不相当としている整理について賛同いたします。</li> <li>○ また、将来的な問題の発生や顕在化するかどうか実態を注視し、必要に応じた規制導入の可能性を残していることについても同様に賛同いたします。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【株式会社STNet】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 賛同の御意見として承ります。</li> </ul>	無
(2) 「事業者間の公平性の確保」についての検討		
<p>意見19</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業者間協議の停滞やトラヒック・ポンピングのような事例があることを踏まえれば、着信接続料の設定に係る問題が広く顕在化していないことだけをもって制度対応が不要と結論付けることはできないと考える。ビル&amp;キープ方式の導入も含め、全事業者を対象とした着信接続料規制の導入について引き続き検討いただきたい。</li> <li>● 着信接続料規制が導入されるまでの間は、引き続き、事業者間協議を通じて着信接続料の適正化を図っていく必要があるが、総務省においても、協議状況について実態を把握した上で、適正な協議が行われるよう、適切な方策を検討いただきたい。</li> </ul>	<p>考え方19</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特に、固定電話市場では、認可料金と自由な料金設定との間では、片務的な関係となることから、交渉による高止まりの抑制が難しく、価格交渉が成立しない事例も多くあるのが実態です。実際、下記の事例のように認可料金である当社ひかり電話の接続料の低廉化が続く中、協議停滞が長期化し、接</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 着信接続料規制についての考え方は、考え方6のとおりです。</li> <li>○ その上で、今後も、公正な競争を促進し、利用者利益を確保する観点から、着信接続料の設</li> </ul>	無

意見	考え方	修正の有無
<p>続料格差や影響額の拡大が続いている状況があることや、トラヒック・ポンピングのように高額な着信接続料に係る問題事例があることを踏まえれば、着信接続料の設定に係る問題が広く顕在化していないことだけをもって制度対応が不要と結論付けることはできないと考えます。</p> <p>＜当社ひかり電話とA社（0ABJ-IP網）間の接続料取引の例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ A社の0ABJ-IP網への通話に適用される着信接続料については、10年以上にわたり、当社のひかり電話の接続料水準を大幅に上回る水準を設定（当社の固定電話接続料と加重した水準も上回る）。</li> <li>▶ この間、当社のひかり電話接続料の水準は▲78%と大幅に低廉化が進み、格差は年々拡大。</li> </ul> <p>＜トラヒック・ポンピングの問題事例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 第42回接続政策委員会にて当社よりお示ししたように、アメリカでは、地域事業者が高額な接続料を設定の上、サービスを提供しているエリアにおいて多数の呼を発生させ、収益を得るトラヒック・ポンピングの問題が顕在化している。</li> <li>▶ 先日、日本においても同様の問題が生じていると想定される事例について一部報道でも取り上げられたところ。</li> </ul> <p>○ このような状況を踏まえ、本委員会にて当社より提案したビルアンドキープ方式の導入も含め、一部答申にて示されたように、全事業者を対象とした着信接続料規制の導入について引き続き検討いただきたいと考えます。</p> <p>○ なお、着信接続料規制の導入がなされるまでの間は引き続き事業者間協議を通じて着信接続料の適正化を図っていく必要がありますが、接続政策委員会にて事業者間協議に係る論点整理がなされた2月以降、実績費用に基づく算定を行っているとしている事業者との間で複数回の協議を実施し、算定の妥当性を検証するために必要な情報（設備毎の費用額、コストドライバ等）の提示を求めましたが、これまで同様、「重要な経営情報」であること等を理由に提示いただけない状況が続いているところです。総務省殿においてもこのような協議状況について実態を把握した上で、適正な協議が行われるよ</p>	<p>定について、「着信ボトルネック」に起因して新たに問題が発生・顕在化することがないか、実態を注視していくことが必要であり、問題の状況次第では、必要に応じて検討の場を設け、改めて、規制コストとそれによる政策効果も見極めつつ、着信接続料の適正化を図るための規制の導入の可能性も含め、必要な対応を検討することが適当と考えます。</p> <p>○ また、現に個別の事業者間で生じている問題については、原則に従い、まずは、当事者において協議が調うように努力することが求められ、こうした努力にもかかわらず、仮に双方の合意が得られない場合には、紛争解決に係る枠組みを活用することも考えられます。</p>	

意見	考え方	修正の有無
<p>う、適切な方策を検討いただきたいと思います。</p> <p>【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>		
<p>意見20</p> <p>● 事業者の規模に応じて接続料の差異が生じるものとするため、接続料の設定における事業者間の公平性の観点から最終答申（案）に賛同。</p>	<p>考え方20</p>	
<p>○ 接続料の設定における事業者間の公平性の観点から、事業者の規模に応じて接続料の差異が生じるものと考えますので賛同いたします。引き続きご配慮をお願いします。</p> <p>【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>(3) 二つの課題についての検討を踏まえた着信接続料に係る規律の在り方</p>		
<p>意見21</p> <p>● 現時点においてIP網への移行後の音声通信網に着信接続料規制を導入することは適当でないとする最終答申（案）に賛同。（同旨二者）</p>	<p>考え方21</p>	
<p>○ 一般的には接続料の低廉化が直接的にユーザ料金引下げにつながるものではないこと等を踏まえると、IP網への移行に伴い、直ちに着信接続料規制を導入する必要まではないと考えられることから、最終答申（案）に賛同します。</p> <p>【KDDI株式会社】</p> <p>○ 「IP網への移行後の音声通信網に着信接続料規制を導入することが適当とは考えられない。」との考えに賛同致します。</p> <p>○ 特に携帯電話の音声接続料については累次の規制強化に伴うルール遵守や事業者のコスト削減等の自助努力等により、この10年間で大幅に低廉化している状況ではあるものの、IP網への移行後においても、ネットワークコストの大宗を占める基地局設備の状況（規模、周波数、ネットワークや品質ポリシー及び基地局サイト数等）が各社毎に異なると想定されること、並びに10年弱周期で大きな技術革新があり、その都度莫大な設備投資が必要となること等から、各社固有のコストを反映し、適切にコスト回収することが今後も継続的に必須となります。</p>	<p>○ 現時点ではIP網への移行後の音声通信網に着信接続料規制を導入することが適当とは考えられないことに対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ なお、今後も、公正な競争を促進し、利用者利益を確保する観点から、着信接続料の設定について、「着信ボトルネック」に起因して新たに問題が発生・顕在化することがないか、実態を注視していくことが必要であり、問題の状況次第では、必要に応じて検討の場を設け、改めて、規制コストとそれによる政策効果も見極めつつ、着信接続料の適正化を図るための規制の導入の可能性も含め、必要な対応を検討することが適当と考えます。</p> <p>○ また、ビル&amp;キープ方式については、まずは、ビル&amp;キープ方式を希望する事業者において、</p>	<p>無</p>



意見	考え方	修正の有無
<p>○ 仮にこのような実態を無視して、携帯電話の音声通信網に着信接続料規制を導入する場合には、競争観点においても大きな歪みが生じることとなり、特定の事業者が有利不利を被るといった極めて深刻な事態が生じることとなるため、IP網への移行から期間が経過した後においても携帯電話の着信接続料に関する対称規制並びにビルアンドキープの導入については不適切であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>事業者間協議を進めていく努力がなされることが必要と考えます。</p>	
(4) ビル&キープ方式についての考察		
<p>意見22</p> <p>● ビル&amp;キープ方式は、接続料の算定や精算等に係るコスト削減に繋がる一方で、各社の収支に大きな影響を及ぼす場合も想定されるため、将来的な課題と考える。</p>	<p>考え方22</p>	
<p>○ 算定方法を簡便にする観点ではビル&amp;キープ方式の導入も考えられますが、収支面で大きな影響を受ける場合も想定されるため、全事業者を対象とした導入は将来的な課題と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p> <p>○ ビル&amp;キープ方式は、事業者間での接続料に関する支払いが相互になることで算定や支払い等の運用に関するコスト等が削減されることが考えられます。</p> <p>○ 一方で、各社の経営に与える影響が無視できないため、柔軟な料金設計が可能になる別の方式も含めて今後も丁寧な議論をしていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ ビル&amp;キープ方式については、御指摘のような事業者への影響も踏まえ、まずは、ビル&amp;キープ方式を希望する事業者において、事業者間協議を進めていく努力がなされることが必要と考えます。また、同方式は、発信者が通話に係るエンド・ツー・エンドの費用を負担するという、これまでの考え方を大きく転換するものであり、その導入の検討に当たっては、国民利用者への配慮も必要であると考えます。</p>	無
<p>意見23</p> <p>● ビル&amp;キープ方式の適用について、引き続き協議を行い、広く事業者間の合意形成に努める考え。協議状況に応じて、現行制度の変更等が必要になることも想定されるため、その際は制度対応の要否等についても検討いただきたい。</p>	<p>考え方23</p>	
<p>○ 前述の高止まりが続いている事業者との協議においては、算定の妥当性の</p>	<p>○ ビル&amp;キープ方式についての考え方は、考え</p>	無

意見	考え方	修正の有無
<p>検証に係る議論と並行して、IP接続に移行した通話を対象にビルアンドキープ方式を適用することについて当社より提案を行い、議論を進めているところです。</p> <p>○ 答申案にて、「将来的に、関係事業者間で広く協議が調い、国民利用者の理解を得られる環境が整えば、ビル&amp;キープ方式の導入にあたって必要な制度的対応について検討する余地はあると考えられる」とされていることを踏まえ、当社としても引き続き協議を行い、広く事業者間の合意形成に努める考えです。その結果、協議状況に応じて、現行制度の変更等の対応が必要になることも想定されるため、その際は制度対応の要否等についても適宜検討いただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>方22のとおりです。</p> <p>○ その上で、ビル&amp;キープ方式に係る課題が解消し、将来的に、関係事業者間で広く協議が調い、国民利用者の理解を得られる環境が整えば、ビル&amp;キープ方式の導入に当たって必要な制度的対応について検討する余地はあると考えられます。</p>	

・第2章 IP網への移行過程における音声接続料の在り方（加入電話）

意見	考え方	修正の有無
総論		
<p>意見24</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● LRIC方式の目的は、ベンチマークを設定することで、NTT東日本・西日本の経営効率化の促進を図ることとされてきた。これまで果断のコスト削減に取り組んできたものの、PSTNの設備はもはや技術革新が見込めず、これ以上のコスト削減は限界に近づき、更なる経営効率化を進めることは困難であることから、接続料規制の目的の転換が必要。</li> </ul>	<p>考え方24</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 前述のとおり、音声サービスは衰退期を迎えており、単独での競争は既に成立しなくなっている中、その課題は競争促進から維持のための効率化にシフトしているところですが、とりわけ固定電話については、契約者数・トラヒックの減少が著しい状況にあります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 契約数：1997年度をピークに減少に転じ、2019年度には1,846万契約（移動体通信の約10分の1）</li> <li>➢ トラヒック（発信）：2000年度をピークに減少に転じ、2019年度には、全通信の20%を下回る</li> </ul> </li> <li>○ これまで、固定電話に対して、マイライン・ドライカップ等の累次の競争政策が実施されてきましたが、音声単独サービス以外への移行が進み、他事業者も固定電話事業から撤退・縮退する中、サービスの多様化や効率化、イノベーションを促すことは困難と考えます。</li> <li>○ 固定電話の音声接続料について、これまで、LRIC方式を適用してきた目的は、ベンチマークを設定することで、NTT東西の経営効率化の促進を図ることとされてきました。当社は、事業運営に際し、これまで果断のコスト削減に取り組んできたものの、PSTNの設備はもはや技術革新が見込めず、これ以上のコスト削減は限界に近づき、更なる経営効率化を進めることは困難であることから、接続料規制の目的の転換が必要と考えます。</li> </ul> <p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ IP網への移行が進む今後も、円滑な接続を確保するという接続料規制の目的は引き続き必要であり、そのための接続料算定における適正性・公平性・透明性の確保及び非効率性の排除の重要性も変わらないと考えます。</li> <li>○ 御指摘のLRIC方式は、あくまで現時点で利用可能な最も低廉で効率的な設備と技術を前提として現在需要を賄う通信網を構築した場合の費用をモデル化して算定するものであり、見込むことのできない将来の技術革新を適用するなど、現時点で利用不可能な設備や技術を前提とすることまでを求めているものではありません。</li> </ul>	無
<p>3. 4. 2. LRIC方式を適用する場合に利用するモデルとその適用方法について  (3) 第9次IP-LRICモデルによる公衆電話に係る機能及び緊急通報に係る機能の費用算定</p>		

意見	考え方	修正の有無
<p>意見25</p> <p>● 「硬貨収納信号を光回線で行うべきでない」という委員意見は、多額の改修費用が必要な中央側ではなく、開発費用が安価で済むはずの電話機側で課金制御を行うべき、という趣旨でよいか。</p>	<p>考え方25</p>	
<p>○ 硬貨収納信号を光回線で行うべきでない、という委員の意見は、公衆電話がNTTの収入に繋がらないトラヒックばかり扱っているので、多額の改修費用が必要な中央側で課金制御を行うのではなく、開発費用が安価で済むはずの電話機側で課金制御するべきである、という認識でよいのか？</p> <p>【個人③】</p>	<p>○ 御指摘の委員意見は、第9次IP-LRICモデルにおいて、光回線の中で公衆電話の硬貨収納信号の疎通を行うものとして費用算定を行うことの是非について考察を行ったものであり、公衆電話の課金制御方法を具体的に提案したものではありません。</p>	<p>無</p>
<p>4. 1. 移行過程の接続料算定方法の適用期間について</p>		
<p>意見26</p> <p>● 適用期間について、IP接続への切替完了が予定されている令和6年12月までとする最終答申(案)に賛同。</p> <p>● 制度化に当たっては、切替え完了時期が多少変動した場合でも算定方法の適用期間を変更する必要性が生じないよう考え方の整理が必要。</p>	<p>考え方26</p>	
<p>○ 適用期間について、IP接続への切替完了が予定されている令和6年12月までとする最終答申(案)に賛同します。</p> <p>○ なお、PSTNマイグレーションは我が国では過去に例を見ない音声網の大変革であることから、不測の事態によりIP網への移行工程の見直しが必要となる可能性も否定はできません。具体的な制度化に当たっては、切替え完了時期が多少変動した場合でも算定方法の適用期間を変更する必要性が生じないよう考え方の整理が必要と考えます。</p> <p>【KDDI株式会社】</p>	<p>○ 次期接続料算定方法の適用期間を令和6年12月までとすることに対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ なお、接続に関わる事業者にとっては、接続料等の算定方法及びその適用期間があらかじめ定められていることが重要であることから、次期接続料算定方法の適用期間については、今後、移行工程の大幅な変更等が生じない限りは、IP網への移行の実際の完了時点までとするのではなく、現時点で完了が予定されている令和6年12月までとすることが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>4. 2. 指定設備等について</p>		

意見	考え方	修正の有無
<p>意見27</p> <p>● 第一種指定電気通信設備として指定すべき設備及び「第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なもの」として位置付けるべき設備について、最終答申（案）に賛同。</p>	<p>考え方27</p>	
<p>○ 左記最終答申(案)に賛同します。(事務局注：最終答申(案)中「加入者交換機を転用するメタル収容装置、その直上に設置される変換装置及び変換装置と中継ルータを繋ぐ伝送路設備を新たに第一種指定電気通信設備として指定すべき。」「県間通信用設備、中間配線架(パッチパネル)については、・・・『第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なもの』として位置付けるべきである。」に対する賛同意見。)</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見28</p> <p>● 「第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なもの」として位置付けるべき設備について、最終答申（案）に賛同。</p> <p>● 機能ではなく物理的な設備に着目した指定ではこれが限界と感じる。</p>	<p>考え方28</p>	
<p>○ 新たに、第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なもの、としてもろもろの設備を位置づけることに賛同する。機能ではなく物理的な指定ではこれが限界と感じる。</p> <p style="text-align: right;">【個人③】</p>	<p>○ IP網への移行に伴い加入電話により新たに使用される県間通信用設備及び中間配線架(パッチパネル)について、「第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なもの」として位置付けることに対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 今後、ネットワークの仮想化、スライシングの導入、クラウド等他社設備利用の拡大、様々な形態の事業者間連携等が進んでいくことも踏まえ、固定通信設備自体をハードとして指定するのではなく、機能そのものに着目してそのコストを算出する制度の在り方についても検討していくことが重要になると考えます。</p>	<p>無</p>
<p>4. 3. 移行過程の公平な接続料の算定方法について</p>		

意見	考え方	修正の有無
(1) 接続ルート切替前後での加入電話発着信に係る接続料等の単一化		
<p>意見29</p> <p>● 加入電話の発着信について、接続ルート切替前後で発着信に係る接続料等の負担を単一とする最終答申(案)に賛同。(同旨三者)</p>	<p>考え方29</p>	
<p>○ 接続ルート切替前後における負担が不公平とならないよう措置を講じることが必要と考えられることから、最終答申(案)に賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p> <p>○ IP接続への切替は、全事業者で計画的に進めるために一定期間を要するものであり、切替時期によって事業者毎の負担に差が生じないようにする必要があるので、答申案のとおり、「加入電話の発着信について、接続ルート切替前後で発着信に係る接続料等の負担を単一とすること」が望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p> <p>○ 接続ルートの切り替え前後に、切り替えのタイミングで不公平性が生じないように、接続料等の負担を単一とすることが適当であると考えため賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	無
(2) 接続ルート切替前の加入電話発着信に係る接続料の単一化		
<p>意見30</p> <p>● 接続ルート切替前の加入電話の発着信（IC-POI経由、GC-POI経由（中継伝送専用機能の使用なし）、GC-POI経由（中継伝送専用機能の使用あり））に係る接続料負担を単一とした上で、接続ルート切替後の加入電話の発着信（IP-POI経由）に係る接続料等負担との単一化を行うこととする最終答申(案)に賛同。(同旨二者)</p>	<p>考え方30</p>	
<p>○ 切替前後で発着信に係る接続料等の負担を単一とする場合、占有トランクポート関連機能および中継伝送専用機能にかかる費用も含めて接続ルート切替前の3形態で接続料の負担を単一とすることは公平性の観点および円滑</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	無

意見	考え方	修正の有無
<p>な移行の観点からも適切であると考えられることから、最終答申(案)に賛同します。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI株式会社】</p> <p>○ 接続ルート切替前の加入電話の発着信（IC-POI経由、GC-POI経由（中継伝送専用機能の使用なし）、GC-POI経由（中継伝送専用機能の使用あり））に係る接続料負担を単一とした上で、接続ルート切替後の加入電話の発着信（IP-POI経由）に係る接続料等負担との単一化を行うことに賛同いたします。</p> <p style="text-align: center;">【楽天モバイル株式会社】</p>		
(3) 接続ルート切替前の占有トランクポート関連機能及び中継伝送専用機能に係る接続料の取扱い		
<p>意見31</p> <p>● 占有トランクポート関連機能等について、接続料の算定単位をトラヒック単位に変更することとする最終答申(案)に賛同。(同旨二者)</p>	<p>考え方31</p>	
<p>○ 占有トランクポート関連機能及び中継伝送機能について、当初トラヒック単位の接続料だったところ、トラヒック見合いの負担とすることが非効率な設備構築を助長したことを理由として接続事業者による個別負担に変更されていました。その後、現状では本答申案のp56に記載のとおり、回線利用率が低い状況はなく非効率な設備構築とはなっていないことから、これを再びトラヒック単位の接続料に変更することは妥当であると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p> <p>○ 占有トランクポート関連機能の接続料の算定単位について、トランクポート費用の個別負担化から15年以上経過し、必要以上のトランクポートが構築されることなく安定が続いていることから、接続の基本機能に整理され、従量制接続料の費用範囲に含まれてきた本来の姿に戻すこととなりますので、賛同いたします。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	無
<p>意見32</p>	<p>考え方32</p>	

意見	考え方	修正の有無
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 占有トランクポート関連機能については、過去に設備の効率的な利用を促すために接続回線数に応じて当該接続事業者が個別に費用を負担することが適当と整理されており、IP網への移行期においても状況は変わらないと考える。</li> <li>● 現状、事業者間では、自らが個別負担した占有トランクポート関連機能等に係る負担額を従量料金化し、自社が設定する中継接続料や着信接続料に加算し、精算する取引が一般的に行われており、仮に占有トランクポート関連機能等の料金を従量料金とする場合は、このような加算を行う必要はなくなるものとする。</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 占有トランクポート関連機能については、PSTNに直接接続する事業者の申込みに応じて増減設を行うことから、設備の効率的な利用を促すために接続回線数に応じて当該接続事業者が個別に費用を負担することが適当と過去整理されており、移行期においてもその状況は何ら変わらないと考えます。</li> <li>○ また、GC接続の有無や他の事業者を介した間接接続の有無等、PSTNとの接続形態は事業者毎に異なることから、従量料金へ見直すのであれば、当該機能を利用する事業者の接続料負担が変動することになるため、そうした事業者への影響を考慮する必要があると考えます。</li> <li>○ なお、事業者間においては、自らが個別負担した占有トランクポート関連機能等に係る負担額について、従量料金化した上で自社が設定する中継接続料や着信接続料に加算し、当該事業者の中継網ないし着信網に接続する他の料金設定事業者に負担を求める取引が一般的に行われていますが、仮に占有トランクポート関連機能等の料金を従量料金とする場合はこのような加算を行う必要はなくなるものと考えます。</li> </ul> <p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 占有トランクポート関連機能は、平成12年度から16年度にかけては、接続に不可避免的に発生する交換機の基本機能であるという考え方に基づき、トラヒック単位での接続料の費用範囲とされていたところ、その後、トランクポート等の稼働率の低さについて検討が行われ、平成17年度に、回線単位での接続事業者による個別負担に変更されました。</li> <li>○ この点について、現在の状況に照らして検討すると、負担方法変更当時に問題となったような非効率的な設備構築状況は認められず、また、今後、接続事業者により利用実態から乖離した規模で占有トランクポートの新規増設が行われる蓋然性も低いことから、次期接続料算定方法の適用期間において、占有トランクポート関連機能の接続料の算定単位をトラヒック単位に変更することは許容され则认为します。</li> <li>○ なお、接続事業者が、占有トランクポート関連機能等に係る負担を当該接続事業者への接続事業者を求める場合、当該接続事業者は、適</li> </ul>	無



意見	考え方	修正の有無
	<p>正な原価に基づくためには、これらの機能に係る接続料がトラヒック単位での設定に変更されることに伴う負担額の変動を考慮することが考えられます。</p>	
<p>4. 4. 1. 長期増分費用（LRIC）方式の適用について</p>		
<p>意見33</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 接続料算定における適正性・公平性・透明性を確保するとともに、非効率性を排除する観点から、引き続きLRIC方式を用いることが適当とする最終答申（案）に賛同。（同旨二者）</li> </ul>	<p>考え方33</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現行の原価算定及びIP移行後のメタルIP電話の原価算定がLRIC方式を適用することから、移行期間中においてもLRIC方式を適用することが適当であり、接続料算定における適正性・公平性・透明性を確保するとともに、非効率性を排除する観点からも、引き続きLRIC方式を用いることが適当とする最終答申（案）に賛同します。</li> </ul> <p style="text-align: center;">【KDDI株式会社】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ IP網への移行過程においては、新旧設備が併存することから非効率性が生じやすいため、接続料原価の算定において出来る限りのコスト効率性を求める必要があります。実際費用方式においてはそのような非効率性を排除するインセンティブが働かず、単価が高止まりする懸念があるため、IP網移行過程における接続料算定としてLRIC方式を用いることは適切であると考えます。</li> </ul> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 賛同の御意見として承ります。</li> </ul>	無
<p>意見34</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 県間通信用設備及び中間配線架（パッチパネル）に係る負担について「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものとするのが適当」とする最終答申（案）に賛同。（同旨二者）</li> </ul>	<p>考え方34</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 左記最終答申（案）に賛同します。（事務局注：最終答申（案）中「県間通信用設備、中間配線架（パッチパネル）に係る負担については、能率的な経</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 賛同の御意見として承ります。</li> </ul>	無

意見	考え方	修正の有無
<p>営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものとするのが適当である。」に対する賛同意見。）</p> <p style="text-align: center;">【KDDI株式会社】</p> <p>○ NTT東西殿が設置する「中間配線架」(パッチパネル)は、各事業者間の接続を実施する上で必ず利用するものであるため、この接続料金に関して「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものとするのが適当」とする本答申案に賛同致します。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
4. 4. 2. LRIC方式を適用する場合に利用するモデルとその適用方法について		
<p>意見35</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 仮にLRIC方式を用いる場合には、第8次PSTN-LRICモデルと第9次IP-LRICモデルの併用や実際に設置されている回線種別(メタル回線)に基づく接続料の算定は、設備構成や移行の実態を踏まえている点において適切。</li> <li>● 占有トランクポート関連機能や中継伝送専用機能等のIP接続では提供しない機能については、第8次PSTN-LRICモデルで算定を行うこととし、第9次IP-LRICモデルとの併用を行うことはできないものと考ええる。</li> </ul>	考え方35	
<p>○ 今回のIP網移行期における接続料については、ひかり電話の接続料と同じく、PSTNとIP網を併用せざるを得ないこと等、設備構成や提供の実態及び移行スケジュールを踏まえた算定方法とすることが必要と考えます。したがって、PSTN・IP網を併用する算定方法とすることに加え、移行前後におけるアクセス回線であるメタル回線に基づくものとするのが必須と考えます。</p> <p>○ 前述のとおり、PSTNの設備はもはや技術革新が見込めず、これ以上のコスト削減は限界に近づき、更なる経営効率化を進めることは困難な状況であり、接続料規制の目的の転換が必要な状況にあるものの、仮にLRIC方式を用いる場合には、答申案で整理された第8次PSTN-LRICモデルと第9次IP-LRICモデルの併用や実際に設置されている回線種別(メタル回線)に基づく接続料</p>	<p>○ 接続ルートの切替前後で単一の接続料等の負担を設定することが適切な接続形態に係る接続料等について、第8次PSTN-LRICモデルでの算定値と第9次IP-LRICモデルでの算定値の加重平均値を適用すること、また、第9次IP-LRICモデルの適用に当たり、まずは実際に設置されている回線種別(メタル回線)に基づき接続料を算定することに対して、LRIC方式を用いる場合には賛同する御意見として承ります。</p>	無

意見	考え方	修正の有無
<p>の算定は、設備構成や移行の実態を踏まえている点において適切と考えます。</p> <p>○ なお、占有トランクポート関連機能や中継伝送専用機能等のIP接続では提供しない機能については、答申案のとおり、第8次PSTN-LRICモデルで算定を行うこととし、第9次IP-LRICモデルとの併用を行うことはできないものと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>○ 接続ルートの切替前後で単一の接続料等の負担を設定することが適切な接続形態以外の機能（当該接続形態を構成する機能を個別に切り出して使用する場合を含む。）のうち、接続ルート切替前の網により提供される機能には、第8次PSTN-LRICモデルにより算定した接続料等を適用することが適当と考えます。</p> <p>○ なお、占有トランクポート関連機能及び中継伝送専用機能については、加入電話の発着信の中で使用される場合には、接続ルートの切替前後で単一の接続料を設定することが適切な接続形態に含まれる機能として取り扱うことが適当と考えます。</p>	<p>修正の有無</p>
(1) 第8次PSTN-LRICモデルと第9次IP-LRICモデルの併用		
<p>意見36</p> <p>● 移行過程のLRICモデルとしては、本来はPSTN-POIとIP-POIの両方を有する新モデルを用いることが最適だが、代替案として2つのモデルを組み合わせて算定するとした最終答申(案)に賛同。</p>	<p>考え方36</p>	
<p>○ 移行過程のLRICモデルとしては、本来はPSTN-POIとIP-POIの両方を有する新モデルを用いることが最適ですが、適用期間が限定的であるにもかかわらず、作成作業が膨大となり現実的ではないため、代替案として2つのモデル組み合わせて算定するとした最終答申(案)に賛同します。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI株式会社】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見37</p> <p>● 移行後に向けて着実に接続料を低廉化する観点では、速やかに第9次IP-LRICモデルの比率を高めていくべきと考える。</p> <p>● 接続事業者の予見性確保の観点から、加重平均比率等について、令和4年度の加入電話等に係る接続料金の認可時までの今後の制度整備の中であらかじめ設定することが適切。</p>	<p>考え方37</p>	

意見	考え方	修正の有無
<p>○ 第8次PSTN-LRICモデルと第9次IP-LRICモデルの併用にあたり、適用年度毎のトラヒック移行割合を用いて加重平均することで単一の接続料が設定されることとなりますが、この点に関して「接続に関わる事業者にとっては、加重平均比率を含む接続料等の算定方法があらかじめ定められていることが重要である。」と記載されています。</p> <p>○ 総務省殿の試算値によれば第8次PSTN-LRICモデルと第9次IP-LRICモデルでは接続料に一定の差があり、特に第8次PSTN-LRICモデルは単価が大幅に上昇していく傾向にあるため、移行後に向けて着実に接続料を低廉化する観点では速やかに第9次IP-LRICモデルの比率を高めていくべきと考えます。</p> <p>○ 加えて、接続事業者の予見性確保の観点からは、加重平均比率等について、令和4年度の加入電話等に係る接続料金の認可時までの今後の制度整備の中であらかじめ設定することが適切であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 接続ルートの切替前後で単一の接続料等の負担を設定することが適切な接続形態に係る接続料等の加重平均比率は、IP網への移行が計画的・段階的に進められていることを踏まえ、実際に予定されている移行工程・スケジュールから予測される年度毎のトラヒック移行割合に基づき定めることが適当と考えます。</p> <p>○ また、接続に関わる事業者にとっては、当該加重平均比率を含む接続料等の算定方法があらかじめ定められていることが重要であることから、当該加重平均比率は、御指摘のとおり、今後の制度整備の中で、次期接続料算定方法の適用期間開始前までに、当該全期間分をあらかじめ定めることが適当と考えます。</p>	無
<p>意見38</p> <p>● 「LRIC」と「長期増分費用」が同一であることがわかりづらいため、配慮した記載とすべきと感じる。</p>	<p>考え方38</p>	
<p>○ LRICという単語と長期増分費用という単語とが同一であることが門外漢には判りづらいため、これに配慮した記載方法の変更が必要であると感じる。</p> <p style="text-align: right;">【個人③】</p>	<p>○ 御指摘の点については、「長期増分費用方式」の記載が初出となる3ページにおいて、「長期増分費用方式(LRIC方式)」と記載しています。</p>	無
(2) 第9次IP-LRICモデルにおける加入者回線の取扱い		
<p>意見39</p> <p>● 接続料が低廉化しない等の状況が生じる場合には、速やかに加入者回線を光回線に置き換えて算定することについて検討を進めることが必要。</p>	<p>考え方39</p>	
<p>○ 第9次IP-LRICモデルでは、加入者回線についてメタル回線を光回線に置き換えることが可能となっていますが、本答申案に記載のとおり、現に加入電話の加入者回線がメタル回線で構築されていることや、メタル回線の維持限界の時期が明らかでないこと等により、メタル回線を前提に接続料が算定さ</p>	<p>○ 御指摘のとおり、第9次IP-LRICモデルの適用に当たり、IP網への移行期間中から直ちに光回線への置き換えを行うことは現実的ではなく、次期接続料算定方法の適用期間に</p>	無

意見	考え方	修正の有無
<p>れることとなります。この点に関して、本答申案ではさらに「光回線への置き換えについては、今後のメタル回線維持に係るNTT東日本・西日本の対応や接続料の動向等を注視しつつ、仮に置き換えを行った場合のユニバーサルサービス制度の在り方等も含めて検討を継続することが適当」とされていますが、接続料が低廉化しない等の状況が生じる場合には、速やかに加入者回線を光回線に置き換えて算定することについて検討を進める必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>おいては、まずは実際に設置されている回線種別（メタル回線）に基づき接続料を算定することが妥当と考えます。</p> <p>○ その上で、光回線への置き換えについては、今後のメタル回線維持に係るNTT東日本・西日本の対応や、御指摘の接続料の動向等を注視しつつ、検討を継続することが適当と考えます。</p>	
<p>意見40</p> <p>● アクセス網にメタル回線を用いることとする最終答申（案）に賛同。</p>	<p>考え方40</p>	
<p>○ アクセス網にメタル回線を用いた算出に賛同する。</p> <p style="text-align: right;">【個人③】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>（3）第9次IP-LRICモデルによる公衆電話に係る機能及び緊急通報に係る機能の費用算定</p>		
<p>意見41</p> <p>● 第9次IP-LRICモデルでは、公衆電話及び緊急通報に各々具備すべき機能が提示され、各機能の実装に必要な投資額等について具体の検討が進められており、モデル上で費用算定を行うことは可能な段階に達していると考えられるため、最終答申（案）に賛同。（同旨二者）</p>	<p>考え方41</p>	
<p>○ 第9次IP-LRICモデルでは、公衆電話及び緊急通報に各々具備すべき機能が提示され、各機能の実装に必要な投資額等について具体の検討が進められており、モデル上で費用算定を行うことは可能な段階に達していると考えられるため、最終答申（案）に賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p> <p>○ 「第9次IP-LRICモデルでは、公衆電話及び緊急通報に各々具備すべき機能が提示され、各機能の実装に必要な投資額等について具体の検討が進められており、モデル上で費用算定を行うことは可能な段階に達していると考えられる。したがって、IP網への移行期間中における第9次IP-LRICモデルの適用に当たり、公衆電話に係る機能及び緊急通報に係る機能の費用については、</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>同モデルに含まれるロジックを用いて算定することが適当である。」とする本答申案に賛同致します。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
(4) IP網への移行の進展を考慮した償却済み比率を用いた補正の適用		
<p>意見42</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 償却済み比率による補正は、LRIC方式の前提と相容れないものであり、取り止めるべきと考える。</li> <li>● PSTNの費用算定では、IP網への移行の進展を考慮し、償却済み比率による補正を適用していることを踏まえれば、特に、移行後のIP網の費用算定においては、同様の補正を適用する必要はないと考える。</li> </ul>	<p>考え方42</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 償却済み比率による補正は、最新の需要に応じた設備を新たに構築するというLRIC方式の前提とは相容れない考え方によるものであり、取り止めるべきと考えます。</li> <li>○ PSTNの費用算定では、IP網への移行の進展を考慮し、償却済み比率による補正を適用していることを踏まえれば、特に、移行後のIP網の費用算定においては、同様の補正を適用する必要はないと考えます。</li> </ul> <p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ LRIC方式は、現時点で利用可能な最も低廉で効率的な設備と技術を前提として現在需要を賄う通信網を構築した場合の費用をモデル化して算定するものですが、IP網への移行期間中における第8次PSTN-LRICモデルの適用に当たり、償却済み比率による補正を行い、IP網への移行の進展という電気通信分野の環境変化を踏まえたモデルとすることは、接続料算定における適正性・公平性・透明性を確保する観点から妥当であると考えます。</li> <li>○ IP網への移行後におけるLRICモデルの適用に当たっての償却済み比率を用いた補正の要否については、IP網への移行後においても加入者交換機中の回線収容機能がメタル収容装置として活用されることから、当該装置の実際費用の推移等を注視しつつ、今後検討することが必要と考えます。</li> </ul>	無
<p>4. 4. 3. LRIC方式を適用する場合の入力値等について</p> <p>(1) 通信量の取扱い</p>		

意見	考え方	修正の有無
<p>意見43</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● PSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルを加重平均化するという方法を採用する場合は、切替前後の全トラフィックを用いることが論理的に妥当と考えられるため、最終答申(案)に賛同。</li> </ul>	<p>考え方43</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 移行過程においては、本質的にはPSTN-POIとIP-POIの両方を有する1つの網に対して全トラフィックを適用することが適切ですが、実際にはそのようなLRICモデルが存在しないため、代替として、PSTN-LRICモデル・IP-LRICモデルを加重平均化するという方法を採用する場合は、切替前後の全トラフィックを用いることが論理的に妥当と考えられるため、最終答申(案)に賛同します。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 賛同の御意見として承ります。</li> </ul>	無
(2) 通信量の予測		
<p>意見44</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● IP網への移行期間においてはトラフィックの変動が大きく、通信量の予測が困難になることが想定されることから、「前年度下期と当年度上期」の通信量を通年化したものを予測してモデルへの入力値とすることが妥当とする最終答申(案)に賛同。(同旨二者)</li> </ul>	<p>考え方44</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ IP網への移行期間に当たる次期接続料算定方法の適用期間においては、マイライン等のサービスが廃止されるとともに、PSTNからIP網への接続ルート切替が順次実施されることから、通信量の予測は、これらの影響も踏まえて適切な方法により行われる必要があります、本最終答申(案)に賛同します。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ IP網への移行過程においてはマイライン廃止といったサービス移行等に伴うトラフィックの変動が大きく、通信量の予測が困難になることが想定されます。また予測の適用期間については従前から変更する必要もないことから「通信量の予測期間が令和3年度まで採用してきた予測期間を超えることは適当ではなく、次期接続料算定方法の適用期間においても、令和3年度ま</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 賛同の御意見として承ります。</li> </ul>	無

意見	考え方	修正の有無
<p>でに引き続き、前年度下期と当年度上期の通信量を通年化したものを予測してモデルへの入力値とすることが適当である。」とする本答申案に賛同致します。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
<p>意見45</p> <p>● 本来、接続料算定に用いる通信量の予測期間は、接続料の適用年度と同一期間とすることが適当。</p>	考え方45	
<p>○ 本来、接続料については、適用年度に要したコストを適切に回収するものであるという観点から、現行の予測期間（前年度下期＋当年度上期）のように適用年度と異なる期間ではなく、適用年度と同一期間の予測需要を用いて算定することが適切であると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>○ 次期接続料算定方法の適用期間はIP網への移行過程に当たり、当該期間においては、マイライン等のサービスが廃止されるとともに、PSTNからIP網への接続ルート切替が順次実施されることから、通信量の予測方法が令和3年度までに比べて複雑化することとなります。したがって、当該期間において、通信量の予測期間が令和3年度まで採用してきた予測期間を超えることは適当ではなく、令和3年度までに引き続き、「前年度下期と当年度上期の通信量を通年化したもの」を予測してモデルへの入力値とすることが適当と考えます。</p>	無
4. 4. 4. 価格圧搾のおそれへの対応について		
<p>意見46</p> <p>● メタルIP電話への移行後、価格圧搾の回避手段の確保の重要性はこれまで以上に増すものと考えられることから、最終答申(案)に賛同。</p>	考え方46	
<p>○ 令和6年1月のメタルIP電話移行後は「全国一律8.5円／3分にユーザ料金改定」「県間・国際の料金設定がNTT東日本・西日本に移行」という大きな変更となり、価格圧搾の回避手段の確保の重要性はこれまで以上に増すものと考えられることから最終答申(案)に賛同します。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI株式会社】</p>	○ 賛同の御意見として承ります。	無
意見47	考え方47	



意見	考え方	修正の有無
<p>● 引き続き加入電話の競争環境は継続すると考えられるため、価格圧搾のおそれへの対応は今後も必要。その検証について、「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」に基づいて実施することは適切。</p>		
<p>○ 本答申案に記載されているとおり、「加入電話について、契約数の減少が継続しているものの、現時点でも約1,604万契約が存在しており、加えて、NTT東日本・西日本以外の事業者による固定電話サービスも提供されている。また、加入電話から移行するメタルIP電話については、メタル收容装置等を用いて、現在の加入電話と同等又は安価な料金でのサービス提供が予定されている。」という状況であり、引き続き競争環境は継続すると考えられます。</p> <p>○ 従って、価格圧搾のおそれへの対応は今後も必要であり、その検証について「接続料の算定等に関する研究会」の議論等を踏まえて整理された「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」（平成30年2月総務省）に基づいて実施することは適切であると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	無
<p>意見48</p> <p>● 既に競争のない固定電話市場において、不当な競争・価格圧搾による競争阻害は発生しないと考える。固定電話におけるスタックテストの継続要否について検討が必要。</p>	<p>考え方48</p>	
<p>○ 他事業者も固定電話事業から撤退・縮退する等、既に競争のない固定電話市場において、不当な競争・価格圧搾による競争阻害は発生しないものと考えます。また、音声単独以外のサービスへの移行が進み、「サービスの需要が減退」していることから、固定電話におけるスタックテストの継続要否について検討が必要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>○ 加入電話について、契約数の減少が継続しているものの、現時点でも約1,604万契約が存在しており、加えて、NTT東日本・西日本以外の事業者による固定電話サービスも提供されています。また、加入電話から移行するメタルIP電話については、メタル收容装置等を用いて、現在の加入電話と同等又は安価な料金でのサービス提供が予定されています。これらの点を踏まえると、現時点、市場における加入電話の需要が十分縮退したとは言えず、また、事業者間の競争が継続しており、次期接続料算定方</p>	無

意見	考え方	修正の有無
	法の適用期間においても、加入電話の通話料について、価格圧搾のおそれの検証等を実施することが必要と考えます。	
4. 4. 5. NTSコストの扱いについて		
<p>意見49</p> <p>● モデル上、接続料原価に算入されるNTSコストが減少しても、実際費用としてのNTSコストに変化はなく、また、ユーザ料金の値上げ等は容易でないこと等から、ユニバーサルサービス交付金制度の補填対象額の算定方法も含め、固定電話の維持に係るコストの扱いについて議論することが必要。</p>	<p>考え方49</p>	
<p>○ モデル上、接続料原価に算入されるNTSコストが減少しても、既存のメタル回線や加入者交換機（メタル収容装置）等は活用され続け、実績費用のNTSコストは変わるものではないこと、また、直ちにユニバーサルサービス基金制度の見直しやユーザ料金値上げを行うことは容易ではないことから、改めてユニバーサルサービス交付金制度の補填対象額の算定方法も含め、固定電話の維持に係るコストの扱いについて議論する必要があると考えます。</p> <p>【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>○ NTSコストは基本料の費用範囲の中で回収することが原則であり、次期接続料算定方法の適用期間においては、第8次PSTN-LRICモデルによる接続料の算定に際しては、「き線点RT-GC間伝送路コスト」は、引き続き、接続料原価にその100%を算入することがやむを得ないものの、第9次IP-LRICモデルによる接続料の算定に際しては、NTSコストの接続料原価への算入は行わないことが適当と考えます。</p> <p>○ IP網への移行後の接続料算定でのNTSコストの扱い、また次期接続料算定方法の適用期間以降のユニバーサルサービス制度における補填対象額算定でのNTSコストの扱いについては、NTSコストは基本料の費用範囲の中で回収することが原則であることも踏まえつつ、今後検討することが必要と考えます。</p>	無
<p>意見50</p> <p>● NTSコストは本来基本料金で回収すべきであり、今後も慎重な議論を重ねることが必要。</p>	<p>考え方50</p>	

意見	考え方	修正の有無
<p>○ NTSコストは本来、基本料金で回収すべきで網使用料には入れないことが原則であることから、今後も慎重な議論を重ねる必要がものと考えます。 【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ 御指摘のとおり、NTSコストは基本料の費用範囲の中で回収することが原則であり、次期接続料算定方法の適用期間においては、第8次PSTN-LRICモデルによる接続料の算定に際しては、「き線点RT-GC間伝送路コスト」は、引き続き、接続料原価にその100%を算入することがやむを得ないものの、第9次IP-LRICモデルによる接続料の算定に際しては、NTSコストの接続料原価への算入は行わないことが適当と考えます。</p> <p>○ IP網への移行後の接続料算定でのNTSコストの扱いについては、NTSコストは基本料の費用範囲の中で回収することが原則であることも踏まえつつ、今後検討することが必要と考えます。</p>	無
4. 4. 6. 東西均一接続料の扱いについて		
<p>意見51</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● NTT東日本とNTT西日本は別会社である以上、接続料は異なることが妥当。</li> <li>● 仮に同一にするとしても、西日本の金額を基準として精算し、東日本が余分に受け取る額についてはユニバーサルサービス料として赤字の補填に用いることが妥当。</li> </ul>	考え方51	
<p>○ ひかり電話とメタルIP電話との組み合わせと違い、NTTの東西は別事業者として存在している以上、接続料が異なる額となるのが妥当。仮に接続事業者の支払い単価が同一となるとしても、西日本の額を基準として生産し、東日本が本来の受け取りが必要な額よりも余計に受け取っている分に関してはユニバーサルサービス料として赤字の補填に用いるのが妥当であると考えます。 【個人③】</p>	<p>○ 御指摘のとおり、NTT東日本とNTT西日本の接続料は、個別に算定・設定されることが原則ですが、これまで、ユーザ料金の地域格差が生じることへの懸念から東西均一接続料の維持に係る社会的要請があるとして、NTT東日本とNTT西日本の接続料について、両社の接続料原価、通信量等を各々合算して算定し、</p>	無

意見	考え方	修正の有無
	<p>同額とする扱いが採られてきました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次期接続料算定方法の適用期間においても、東西別接続料の試算結果における東西格差は依然として大きく、東西別接続料への是正は現実的ではないと言わざるを得ないと考えます。</li> <li>○ また、次期接続料算定方法の適用期間における東西均一接続料は、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものとする観点から、NTT西日本の接続料原価、通信量等を基準とするのではなく、引き続き、NTT東日本とNTT西日本の接続料原価、通信量等を各々合算して算定することが適切と考えます。</li> <li>○ 今後、IP網への移行完了後の接続料算定方法の導入を見据え、接続料が本来は東西別で設定されるべきものであることを念頭に、東西別接続料への是正について検討を行っていく必要があると考えます。</li> </ul>	

・第3章 IP網への移行を踏まえた接続制度の在り方

意見	考え方	修正の有無
<p>4. 1. 第一種指定電気通信設備制度を適用する事業者の範囲 (1) 単位指定区域について</p>		
<p>意見52 ● 単位指定区域について、東日本・西日本の範囲で占有率を算定すること、県域で算定する余地を残すことに賛同。(同旨五者)</p>	<p>考え方52</p>	
<p>○ 実態を鑑みれば東日本・西日本の範囲で算定するのが適当と考えられるため、最終答申(案)に賛同します。 【KDDI株式会社】</p> <p>○ 「現在のNTT東日本・西日本のネットワークや接続の実態等を踏まえると、東日本・西日本の範囲で占有率を算定することが適当」とする本答申案の考えに賛同致します。</p> <p>○ IP網移行に伴い都道府県単位の接続から東西2箇所の接続へ移行していくことや、東西2箇所を接続点とするインターネット通信サービス (IPoE) の普及等の環境変化を踏まえると、第一種指定電気通信設備事業者を決定するための加入者回線の占有率を算定する範囲である単位指定区域について、東日本・西日本の範囲で算定することが適当とする本答申案の内容は合理性があると考えます。 【ソフトバンク株式会社】</p> <p>○ 当協会が昨年11月に情報通信審議会電気通信事業政策部会第49回接続政策委員会で主張しましたが、現在のNTT東日本・西日本のネットワークや接続の実態等を踏まえると、東日本・西日本の範囲で占有率を算定することが適当、という内容に賛同します。 【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p> <p>○ 通信サービスの中心が電話からインターネットへ移行しており、電話についてはトラヒックの減少やIP網への移行等、ネットワーク構成・接続の実態</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>が都道府県単位ではなくなっていることを踏まえると、加入者回線の占有率を算定する範囲(単位指定区域)について見直すことが望ましいと考えます。</p> <p>○ 現行の指定事業者であるNTT東・西の業務区域やIP網移行後のネットワーク構成等を勘案すると、東日本・西日本の範囲で占有率を算定することが適当と考えられますので賛同いたします。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p> <p>○ 指定の基準を東日本・西日本の広域に広げつつも、県域で指定できうる余地を残すことに賛同する。</p> <p style="text-align: center;">【個人③】</p>		
<p>意見53</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 局地的にボトルネック性を有するアクセス回線を持つ事業者が生じる場合も考えられるため、占有率の算定は少なくとも都道府県単位で行うべき。</li> <li>● アクセス回線と当該アクセス回線を収容する上位のネットワークはアンバンドル規制によって分離されている以上、上位のネットワークの設備構成や接続形態によって、アクセス回線のボトルネック性の有無を判定する範囲や基準を変えることにはならない。また、特定事業者の設備を指定設備とすることを予め意図し、当該事業者の業務区域や設備構成を前提とした基準を定めることは適当ではない。</li> </ul>	<p>考え方53</p>	
<p>○ 特定地域でアクセス回線を占有する事業者がいれば、そのアクセス回線は当該エリアでボトルネックになり得るため、占有率の算定は少なくとも都道府県単位で行うことが望ましいと考えます。</p> <p>○ 一方で、答申案では、「現在のNTT東日本・西日本のネットワークや接続の実態等を踏まえると、東日本・西日本の範囲で占有率を算定することが適当」とされていますが、アクセス回線と当該アクセス回線を収容する上位のネットワークはアンバンドル規制によって分離されている以上、上位のネットワークの設備構成や接続形態によって、アクセス回線のボトルネック性の有無を判定する範囲や基準を変えることにはならないと考えます。また、</p>	<p>○ 御意見の「特定地域でアクセス回線を占有する事業者がいれば、そのアクセス回線は当該エリアでボトルネックになり得る」点も踏まえ、本答申案においても「東日本・西日本での算定を基本としながらも、都道府県単位等により算定する余地も残しておくことが適当」としております。</p> <p>○ 第一種指定電気通信設備制度は、「他の電気通信事業者との接続が利用者の利便の向上及</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>特定の事業者の設備を指定設備とすることを予め意図し、当該事業者の業務区域や設備構成を前提とした基準を定めることは適当ではないと考えます。</p> <p>【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことができない電気通信設備」(電気通信事業法第33条第1項)について、他の電気通信事業者との円滑な接続を確保するために所要の規律を設けているものです。このため、これまでも、事業者の設備構成(ネットワーク構成、接続点)や利用者のサービス利用状況、市場における競争状況等を踏まえながら、交渉上の優位性を持つ事業者の範囲や不可欠設備の範囲を判断してきたところであり、御意見にあるような「上位のネットワークの設備構成や接続形態」が変化することによって、他の電気通信事業者から見た接続点や利用者へのサービスの提供形態などが変われば、他の電気通信事業者との円滑な接続が不可欠か否か(ボトルネック性)について判断する範囲や基準についても、改めて検討し、判断する必要があると考えます。</p> <p>○ 御意見では、アンバンドル規制の存在を根拠として、アクセス回線のボトルネック性の判断基準等を変えることにならない旨を主張されておられますが、アンバンドル規制は、不可欠性が認められた設備や機能について、競争の促進及び相互接続の推進の観点から、他事業者が必要なもののみを細分化して使用できるようにするために行うものに過ぎず、不可欠な設備として指定される一種指定設備については、「加入者回線及びこれと一体として設置される設備」(同項)と規定されているとおり、アク</p>	

意見	考え方	修正の有無
	<p>セス回線と一体的に設置される上位のネットワーク等の設備を含めて、他事業者との円滑な接続の不可欠性について判断することが必要と考えます。</p> <p>○ また、今回、単位指定区域の検討に当たっては、御意見にある「特定の事業者の設備を指定設備とすることを予め意図」したのではなく、NTT東日本・西日本以外の事業者も含んだ電気通信事業者の音声トラヒックやインターネットトラヒックの状況、加入者回線のシェア、IP網移行後の音声通信における接続形態の変化等を踏まえて検討をしたものです。この結果、実態として、他の事業者がNTT東日本・西日本のネットワークに依拠せざるを得ない状況が明らかであることから、それも踏まえた検討を行い、本答申案において「東日本・西日本の範囲で占有率を算定することが適当である」としたところです。</p> <p>○ さらに、本答申案では、「特定地域でアクセスを占有する事業者が生じた場合にも対応できるよう、東日本・西日本での算定を基本としながらも、都道府県単位等により算定する余地も残しておくことが適当」としているところであり、御意見にある、特定の事業者の業務区域や設備構成を前提とした基準を定めようとするものではありません。</p>	
(2) 加入者回線の占有率の考え方について		
<p>意見54</p> <p>● IP網への移行の機会を捉えた占有率の基準値の見直しは不要であると</p>	<p>考え方54</p>	



意見	考え方	修正の有無
<p>いう考え、加入者回線を光回線とメタル回線に分けずに算定することに賛同。 (同旨三者)</p>		
<p>○ 左記の最終答申(案)に賛同します(事務局注:最終答申(案)中「加入者回線の占有率の基準の見直しについては、委員及びヒアリングを行った全ての事業者から、現在の50%超という割合を見直すべきとの意見はなかったところであり、IP網への移行による、ネットワークや接続の実態の変化等からも、直ちにその点の見直しが求められる状況とは考えがたいことから、IP網への移行の機会を捉えた見直しは不要であると考えられる。」に対する賛同意見。)</p> <p style="text-align: center;">【KDDI株式会社】</p> <p>○ 制度導入当時の基準である過半数(50%)を超えている場合、交渉上優位な立場に立つ状況は依然としてかわっておらず、また独占禁止法の「独占的状态」の基準値も変わらず50%超であることから、占有率の基準値の見直しは不要とすることに賛同いたします。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p> <p>○ メタルIP電話と光IP電話とを統合する観点から、電話サービスに限って論じるのであれば光回線とメタル回線とに分けて算出しない(一体として算出する)ことに賛同する。</p> <p style="text-align: center;">【個人③】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	無
<p>意見55</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● アクセス回線の占有率の算定に当たっては、回線の種類ごとに分けて算定を行い、各々においてボトルネック性の有無を判断すべき。</li> <li>● アクセス回線と当該アクセス回線を収容する上位のネットワークはアンバンドル規制によって分離されている以上、上位のネットワークの設備構成や接続形態によって、アクセス回線のボトルネック性の有無を判定する範囲や基準を変えることにはならない。このため、IP網への移行によって、メタル回線と光回線を一体としてボトルネック性の有無を判断する必要が増</li> </ul>	<p>考え方55</p>	

意見	考え方	修正の有無
<p>すことにはならない。</p> <p>○ 第一種指定電気通信設備制度は設備に係る規制である以上、アクセス回線の種別に着目すべきであり、アクセス回線の占有率の算定にあたっては、異なる設備であるメタルと光はそれぞれに占有率を算定し、各々においてボトルネック性の有無を判断すべきと考えます。</p> <p>○ 答申案では、「IP網への移行により、これまで以上にメタル回線を足回りとしたメタルIP電話と、光回線を足回りとした光IP電話がNGNを統合的に利用し、接続点として同じPOIを利用することになる中において、両者を分けて交渉上の優位性を判定する合理性はこれまで以上に低下している」とされていますが、前述のとおり、アクセス回線と当該アクセス回線を収容する上位のネットワークはアンバンドル規制によって分離されている以上、上位のネットワークの設備構成や接続形態によって、アクセス回線のボトルネック性の有無を判定する範囲や基準を変えることにはならないため、IP網への移行により両者を一体としてボトルネック性の有無を判断する必要性が増すことにはならないと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>○ アクセス回線の占有率の算定については、IP網への移行によるネットワークや接続の実態の変化等を踏まえ、接続政策委員会にて議論を行った結果、本答申案にもあるとおり、「IP網への移行により、これまで以上にメタル回線を足回りとしたメタルIP電話と、光回線を足回りとした光IP電話がNGNを統合的に利用し、接続点として同じPOIを利用することになる中において、両者を分けて交渉上の優位性を判定する合理性はこれまで以上に低下している」としているところです。</p> <p>○ また、御意見内のアンバンドルに対する考え方は、考え方53のとおりです。</p>	無
<p>4. 2. 第一種指定電気通信設備制度の適用対象となる設備の範囲</p> <p>(1) 基本的な考え方について</p> <p>(2) 県間通信用設備等について</p>		
<p>意見56</p> <p>● 指定設備規制は、他事業者の事業運営における当該設備の「不可避性」の観点から規制適用の可否を判断してきたものである。このため、接続料の算定等に関する研究会で当社が主張してきたとおり、改めて、他社県間サービスとの料金比較や、単県POIの設置に係る動向等を踏まえ、当該設備の「不可避性」を回避するための経済的複製可能性について検討してもらいたい。</p>	<p>考え方56</p>	
<p>○ 指定設備規制は、他事業者の事業運営上不可欠な設備(ボトルネック設備)に対して課せられる設備規制であり、通信市場の競争促進を目的とする競争政策の一環として設けられたものであり、「不可避性」(他の手段を選択可能か(自前構築、他社調達等))の観点から規制適用の可否について検討が行</p>	<p>○ IPoE接続のボトルネック性については、NTT東日本・西日本も含めた各事業者からのヒアリングも踏まえ、経済的複製可能性を含め、接続政策委員会において議論した結果、本</p>	無

意見	考え方	修正の有無
<p>われてきたものと考えます。</p> <p>○ 当社は、今回の接続政策委員会の議論に先立ち、接続料研究会において、これまで県間設備の利用が不可避なのであればそれは加入者回線と一体として設置される設備になるとの考えから、県間設備に係る「不可避性（及び不可避性を回避するための経済的複製可能性）の有無」について議論を積み重ねてきたところであり、その際、当社より、当社県間と他社県間サービスの料金比較を行い、経済的な複製可能性の存在についてお示しました（2019年12月3日 第27回研究会当社プレゼン資料参照）。</p> <p>○ 加えて、直近の動向として、当社は、全ての府県における単県POI接続に係る接続申込みを受領しており、2021年下期以降、順次POIの開設を行う予定です。【西日本のみ】</p> <p>○ 加えて、直近の動向として、当社は、2021年4月より、県間接続料について全国POIを利用するものは▲20%、ブロックPOIを利用するものは▲50%の引下げを行っています。また、事業者要望に応じて今後も単県POIの増設を行う予定であり、具体的には2023年1月以降に2箇所、2025年4月以降に4箇所の単県POIを新たに設置する予定です。【東日本のみ】</p> <p>○ 本答申案では、「NTT東日本・西日本の県間通信用設備について、これを使わずにIPoE接続を行う接続事業者がない点」や「IPoE接続を行う接続事業者に現在利用されている県間接続料金がコストの変動に関わらず設定以来変更されていない点」等の状況から類推し、当社の県間設備に経済的な複製可能性はなく不可避性を有すると結論付けられていますが、前述の当社よりお示した料金比較が示すとおり、当社の県間設備より低廉な料金で他社県間サービスを利用することが可能であれば、都道府県ごとの単県POIの設置により当社の県間設備に係る不可避性は解消されることから、当社県間設備を指定設備とする必要はないと考えます。少なくとも、当社としては、上記の直近動向を踏まえつつ、改めて定量的な評価・検証を行った上で、経済的複製可能性の有無について検討を頂きたいと考えます。</p> <p>○ その際、当社の提示したデータだけでは経済的複製可能性の有無について確認できないというのであれば、県間サービスを提供する他事業者にもデー</p>	<p>答申案にもあるとおり「NTT東日本・西日本の県間通信用設備を使わずに、他の事業者の県間通信用設備を用いることは、経済的複製可能性の観点から、現時点では困難であると考えられる。このため、IPoE接続に係るNTT東日本・西日本の県間通信用設備は加入者回線及びそれと一体として利用される県内設備の利用に当たり不可避免的に利用される設備となっていると考えられるため、「IPoE接続の県間通信用設備については、加入者回線との一体性を認め、ボトルネック性を有する設備として、制度による規律の対象とすることを前提に検討することが適当」としているところです。</p> <p>○ 一方で、本答申案において、仮にこのような規律を導入した場合でも、「県間通信用設備の不可避性の変化が明確に認められる場合には、必要に応じて、見直しを検討することが適当」としているところです。</p> <p>○ 御意見中、NTT西日本の直近の動向として、「全ての府県における単県POI接続に係る接続申込みを受領しており、2021年下期以降、順次POIの開設を行う予定」とされていますが、本答申案にもあるとおり、IPoE接続における単県POIは、「全国でのサービス提供を前提にトラヒックを分散させることを目的としたものであり、」「仮に特定の県の利用者だけにサービス提供を行うために網改造を行う場合には、エリア全域へのサービス提供を行うための県間接続料以上の網改造料が必要</p>	

意見	考え方	修正の有無
<p>タ等の提示を求める必要があると考えます。</p> <p>○ なお、「前述した特定県域向けにサービス提供を行えない接続形態やネットワークの実態」について、当社の県間設備が不可避性を有する理由の一つに挙げられていますが、当社の県間設備より低廉な料金で他社県間サービスを利用することが可能であれば、IPoE接続にあたり全てのエリアにサービス提供を行うことが必要であっても、接続事業者は他社県間サービスを利用すればよく、当社の県間設備に不可避性が生じることにはならないと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>となる」ため、「IPoE接続について単に県にPOIの増設を行うのみで、県間通信用設備の不可避性が解消されるものではないと考えることが適当」としているところであり、御意見にある単県POIの増設を行ったことのみで不可避性の変化が明確に認められるものではありません。</p> <p>○ また、NTT東日本の直近の動向として、2021年4月から県間接続料の引下げを行っているとのことですが、第53回接続政策委員会（令和3年3月2日）の論点整理において「IPoE接続を行う接続事業者に現在利用されている県間接続料金がコストの変動に関わらず設定以来変更されていない点」が指摘されるまでは当該県間接続料は長期にわたり一定であり、今般の引下げが不可避性の変化に起因して実施されたと考えることは困難であると考えます。</p> <p>○ そのため、県間通信用設備の不可避性の変化が明確に認められる状況にあるとは考えられず、引き続き答申案のとおり、制度による規律の対象とすることを前提に検討することが適当であると考えます。</p>	
(1) 基本的な考え方について		
<p>意見57</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ネットワーク構成や接続の実態に合わせて、指定対象となる範囲を見直す考えに賛同。</li> <li>● IP網移行後においても、地域事業者等から都道府県単位や地域ブロック単位での接続の需要があることにも留意し、実際の接続では、地域事業者の</li> </ul>	<p>考え方57</p>	

意見	考え方	修正の有無
意見にも柔軟に対応することが必要。		
<p>○ 利用者のサービスが電話からインターネットへ移行されている実態、及びネットワークのIP網への移行が今後さらに進むことを踏まえると、ネットワーク構成や接続の実態に合わせて、指定対象となる範囲を見直す考えに賛同いたします。</p> <p>○ なおIP網移行後のネットワーク構成は原則東京と大阪の2か所に接続点（POI）が設けられますが、地域事業者等から都道府県単位や地域ブロック単位での接続のニーズがあることにも留意が必要であり、地域事業者の声が軽視されないよう実際の接続にあたっては、柔軟に対応することが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 円滑な接続が可能となるよう、NTT東日本・西日本を含む全ての事業者において、接続事業者の要望等を踏まえて対応することが適当であると考えます。</p>	無
<p>意見58</p> <p>● 指定の対象となる設備の範囲の検討においては、ネットワークの効率的な利用を前提に、実態に即してボトルネック性の有無を検討すべき。</p>	考え方58	
<p>○ 指定の対象となる設備の範囲については、現在のネットワークや接続の実態等に合わせて見直しを行うべきであり、ネットワークを効率的に利用することを前提にどのような設備にボトルネック性が生じるのかを実態に合わせて検討すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ 御意見のとおり、接続政策委員会においては、現在のネットワークや接続の実態等に合わせて、指定の対象となる設備の範囲の見直しのための議論を行ってきたところであり、賛同の御意見として承ります。</p>	無
（2）県間通信用設備等について		
<p>意見59</p> <p>● IP音声接続及びIPoE接続の県間通信用設備について、他社設備も含めて一体的に規律することが適切であるという考えに賛同。（同旨五者）</p>	考え方59	
<p>○ 県間通信用設備のうち、接続事業者による利用の不可避性が高いものについては、第一種指定電気通信設備制度を適用する、あるいは同制度と同等の規律を課す必要があり、他社設備も含めて一体的に規律することが適切と考えます。よって、IP網移行後の音声接続及びIPoE接続の県間通信用設備がこれに該当するとした最終答申（案）に賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	無

意見	考え方	修正の有無
<p>○ ネットワーク構成における経済的合理性の観点から、事業者間での合意のもと、IP網移行後の電話サービスやインターネット通信サービス（IPoE接続）においては東西2箇所等に集約して接続することが基本となっており、この接続を実現する上でNTT東西殿の県間通信用設備は不可避免的に利用することになります。従ってIP音声接続及びIPoE接続の県間通信用設備について加入者回線との一体性を認めて制度による規律の対象とすることを前提に検討することは適切であると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p> <p>○ 当協会が昨年11月に情報通信審議会電気通信事業政策部会第49回接続政策委員会で主張しました通り、IPoE接続に係るNTT東日本・西日本の県間通信用設備は加入者回線及びそれと一体として利用される県内設備の利用に当たり不可避免的に利用される設備であり、市場での競争が機能しておらず価格が高止まりしている状況を踏まえると、ボトルネック性を有する設備として、制度による規律の対象とすることを前提に検討することが適当という内容に賛同します。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p> <p>○ 県間通信設備においては、他事業者からの借入設備であっても、それがサービスを提供するうえで一体的に利用するものであれば、接続料原価においても一体的に捉える事が自然であると考えことから賛同いたします。</p> <p style="text-align: center;">【楽天モバイル株式会社】</p> <p>○ 接続メニューの実態に応じて指定の対象としていくことに賛同する。</p> <p style="text-align: center;">【個人③】</p>		
<p>意見60</p> <p>● 当社の県間通信用設備は、活用業務の実施要件を踏まえ、公募により他社から調達しているため、調達の公平性や適正性は担保されている。</p>	<p>考え方60</p>	

意見	考え方	修正の有無
<p>○ 活用業務の実施要件を踏まえ、当社は公募により県間通信用設備を他社から調達しており、当該の手続きにより調達の公平性や適正性は担保されているものと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>○ 本答申案において、県間通信用設備を他社設備も含めて一体的に規律する場合に、「接続料原価が適正なものとなっているか」という観点からは、他社設備の調達が競争的に行われるよう、調達の実施状況を把握し、必要な場合には総務省においてルールの検討等を行うべき」としているとおおり、他社設備の調達が競争的に行われる必要があります。</p> <p>○ 他方で「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」で示しているとおおり、活用業務が満たすべき要件である「電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内であること」については、あくまで、日本電信電話株式会社等に関する法律（NTT法）の目的に照らし、「NTT東西が地域通信市場における市場支配力を濫用することにより、活用業務に関する市場において公正な競争を歪めること」がないよう、NTT東日本・西日本に対して求めているものです。</p> <p>○ したがって、活用業務が満たすべき要件によって、本答申案で求めている他社設備の競争的な調達により接続料原価の適正性を確保することが直接実現されるものではないことから、他社設備の調達が競争的に行われるよう、調達の実施状況を把握し、必要な場合には総務省においてルールの検討等を行うことが適当と考えます。</p>	無
<p>意見61</p> <p>● PPPoE接続及びIP網移行前の音声接続では、県間通信用設備の利用</p>	<p>考え方61</p>	

意見	考え方	修正の有無
<p>に不可避性はないため、一種指定電気通信設備制度は適用すべきでない。</p> <p>● IPoE接続におけるBE県間接続は、NTT東日本・西日本において、料金・サービスの見直しの意向があるため、トラヒックの推移や単県POIの増加状況等を踏まえ、改めて指定設備規制の適用の是非を検討する必要がある。</p>		
<p>○ まずPPPoE接続、音声接続（IP網移行前）については、県間通信用設備の利用に不可避性は認められず、一種指定電気通信設備制度は適用すべきではないと考えます。音声通信（IP網移行後）については、県間通信用設備は不可避的に利用される状況になると認識しています。</p> <p>○ 次にIPoE接続については、接続料の算定等に関する研究会の第四次報告書では、県間通信のうち、BE県間接続については「通常は制度による対応が必要である」とした上で、「今後のトラヒックの推移、単県POIの増加対応状況、PPPoE方式の円滑な接続状況を注視の上で、制度対応について具体的に検討することが適切」とされています。またNTT東西殿からは料金・サービスの見直しをするといった意向があったものと認識していますので、これらの状況を踏まえ、改めて指定設備制度の対象とするか否かについて、検討する必要があるのではないかと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>○ PPPoE接続について、県間通信用設備を不可避的に利用しなければならないと考えることは困難である旨は、本答申案に記載しております。</p> <p>○ IP音声接続については、IP網への移行により、加入者回線の利用に当たりNTT東日本・西日本の県間通信用設備を不可避的に利用しなければならないと考えられる旨、本答申案に記載しております。</p> <p>○ IPoE接続については、トラヒックの推移や単県POIの増加に向けた対応状況等についてヒアリング等により確認し、ベストエフォート接続に係るものも含め、本答申案にもあるとおり「NTT東日本・西日本の県間通信用設備を使わずに、他の事業者の県間通信用設備を用いることは、経済的複製可能性の観点から、現時点では困難であると考えられる。このため、IPoE接続に係るNTT東日本・西日本の県間通信用設備は加入者回線及びそれと一体として利用される県内設備の利用に当たり不可避的に利用される設備となっていると考えられ」るため、「IPoE接続の県間通信用設備については、加入者回線との一体性を認め、ボトルネック性を有する設備として、制度によ</p>	無



意見	考え方	修正の有無
	<p>る規律の対象とすることを前提に検討することが適当」としているところです。</p> <p>○ 一方で、本答申案において、仮にこのような規律を導入した場合でも、「県間通信用設備の不可避性の変化が明確に認められる場合には、必要に応じて、見直しを検討することが適当」としているところです。</p> <p>○ 今般、NTT東日本・西日本において、県間接続料の引下げや単県POIの増設の動きがありますが、考え方56で示したとおり、県間通信用設備の不可避性の変化が明確に認められる状況にあるとは考えられず、引き続き答申案のとおり、制度による規律の対象とすることを前提に検討することが適当であると考えます。</p>	
<p>意見62</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● NTT東日本・西日本が他社設備を利用している場合については、自己設置設備とは異なるため、適正原価・適正利潤といった考え方が当てはまるかも含めて慎重な検討が必要。</li> <li>● ネットワークの仮想化の進展等、他社設備利用の拡大が想定されることから、今後のネットワーク動向にも留意が必要。</li> </ul>	<p>考え方62</p>	
<p>○ 他社設備を利用している場合は、NTT東西殿による他社からのサービス調達となります。自己設置設備とはコスト構造の差異や品質担保面など、異なる部分があると思われるところ、適正原価・適正利潤といった考え方が当てはまるかを含め、慎重な検討が必要ではないかと考えます。</p> <p>○ またネットワークの仮想化の進展等により、将来的に、他社設備利用の拡大も想定されることから、今後のネットワーク動向等にも留意が必要ではないかと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>○ 本答申案において、「県間通信用設備についてボトルネック性を認め、規律する場合には、他社設備も含めて一体的に規律することが適切」であり、「自己設置の設備と他社設備利用に係るコストを一体的に接続料原価に算入（例えば、通信設備使用料等）して接続料を設定することが適切」としているところです。</p> <p>○ 他社設備利用に係るコストに関しては、御指摘のとおり、「接続料原価が適正なものとなっ</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
	<p>ているかという観点からは、他社設備の調達競争的に行われるよう、調達の実施状況を把握し、必要な場合には総務省においてルールの検討等を行うべき」としているところです。</p> <p>○ また、今後のネットワーク動向等に関しても、御指摘のとおり、本答申案において、ネットワークの仮想化、クラウド等他社設備利用の拡大、様々な形態の事業者間連携等が進んでいくことも踏まえた制度の在り方を検討していくことが重要としているところです。</p>	
<p>意見63</p> <p>● 今後のネットワークを見据えた制度の在り方について議論していくことが重要であるという考えに賛同。(同旨二者)</p>	<p>考え方63</p>	
<p>○ NTTが主導するIWON構想や、MNO各社が導入を進める5GSA方式等、今後のネットワークを見据え、ネットワーク構成や機能開放の考え方等について情報共有を図りながら、公正な設備競争が機能するよう今後の接続制度の在り方について議論していくことは重要と考えますので、多くの人の意見、知恵を集めて議論していくことは重要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p> <p>○ 特に今後のネットワークにおいては、ハードウェアを中心としたこれまでの考え方下では、様々な課題を整理することが出来ない局面が発生すると考えます。そのためには、もっと柔軟な対応が可能な新たな視点で議論していく必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ 本答申案において、「5GがSA方式に切り替わっていく中で、ネットワークの仮想化、スライシングの導入、クラウド等他社設備利用の拡大、様々な形態の事業者間連携等が進んでいくことも踏まえ、固定通信設備自体をハードとして指定するのではなく、機能そのものに着目してそのコストを算出する制度の在り方についても検討していくことが重要となる。加えて、NGN、固定網においても、時代とともに技術が変わり、より合理的、理想的なネットワークを作っていく中で、競争が機能するような形で合理的・効率的なネットワークが構築されるよう、多くの人の意見、知恵を集めて、議論していくことも重要となる。」としているところであり、賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見64</p>	<p>考え方64</p>	

意見	考え方	修正の有無
<p>● ゲートウェイルータは第一種指定電気通信設備として今後指定が可能となるよう、所要の制度対応を行うべきであるという考えに賛同。</p>		
<p>○ 左記の最終答申(案)に賛同します(事務局注:最終答申(案)中「ゲートウェイルータは第一種指定電気通信設備として今後指定が可能となるよう、所要の制度対応を行うべきである。」に対する賛同意見。) 【KDDI株式会社】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

・その他

意見	考え方	修正の有無
意見65 ● 国際競争に敗れないよう、国内企業のネットワーク産業の支援が必要。	考え方65	
○ 国際競争に破れ音声含むネットワーク事業を外国のサービスに取られないように、しっかりと国内産業を支援してほしい。 【個人①】	○ 頂いた御意見については、参考として承りません。	無
意見66 ● 字句の統一や略語の定義等をすべき。	考え方66	
○ 4ページの13行目「位置付け」と7ページの4行目「位置づけ」とは、どちらかに字句を統一したほうがよいと思います。 ○ 4ページの5行目「2か所」と74ページの1行目「2カ所」とは、どちらかに字句を統一したほうがよいと思います。 ○ 7ページの9行目「当たり」と78ページの22行目「あたって」とは、どちらかに字句を統一したほうがよいと思います。 ○ 70ページの18行目「独占禁止法」は、略称の定義の記載が必要と思います。 【個人②】	○ 御指摘を踏まえて表記の修正を行います。	有